

農業農村整備事業の補助便覧 主な事業目次(令和8年度版)

「用水・排水整備」がしたい	「補修・修繕」をしたい	「ほ場整備」をしたい	「農道」をつくりたい <small>(更新整備含む)</small>	「住みやすい環境」をつくりたい	「安全な地域」をつくりたい	実施可能な事業名	頁
						1. 農業競争力強化基盤整備事業	1
						農地中間管理機構関連農地整備事業	1
○		○	○			農地整備事業	1
○		○	○			実施計画等策定事業	2
						農業競争力強化農地整備事業	2
○		○				農地整備事業	2
○		○			○	実施計画等策定事業	5
○		○				農業基盤整備促進事業	5
						農村環境計画策定事業	5
						水利施設等保全高度化事業	6
○	○				○	水利施設整備事業	6
○		○	○			畑地帯総合整備事業	10
○						実施計画策定事業	13
○		○			○	2. 農地耕作条件改善事業	14
						3. 農業水路等長寿命化・防災減災事業	16
						農業水路等長寿命化・防災減災事業	16
	○					長寿命化対策	16
	○					防災減災事業	18
	○					ため池の保全・避難対策	23
						施設情報整備・共有化対策	23
○		○	○			4. 畑作等促進整備事業	24
	○					5. 土地改良施設突発事故復旧・防止事業	25
						6. 農村地域防災減災事業	27
					○	ため池整備事業	28
					○	用排水施設等整備事業	30
					○	湛水防除事業	30
					○	地盤沈下対策事業	30
					○	用排水施設整備事業	30
					○	農地保全整備事業	33
					○	地域防災機能増進事業	33
					○	特定農業用管水路等特別対策事業	34
					○	農業用河川工作物等応急対策事業	34
					○	水質保全対策事業	35
					○	地すべり対策事業	37
					○	農業水利施設危機管理対策事業	38
					○	防災重点農業用ため池緊急整備事業	39
○		○	○	○	○	7. 中山間地域農業農村総合整備事業 ※	42
						8. 農村整備事業	44
					○	農業集落排水施設整備事業	44
			○		○	農道・集落道整備事業	44
					○	営農飲雑用水施設整備事業	44
					○	地域資源活用施設整備事業	45
					○	集落防災安全施設整備事業	45
					○	計画策定等事業	45
						9. その他補助事業	47
					○	災害復旧事業	47
	○					土地改良施設維持管理適正化事業	47
	○					水利施設管理強化事業	47
					○	海岸メンテナンス事業	48
						10. 農山漁村地域整備交付金	49
						農地整備事業	49
○		○				経営体育成型	50
			○			通作条件整備	50
○		○				農業基盤整備促進事業	50
						実施計画策定事業	50
						水利施設等整備事業	51
	○					基幹水利施設保全型	51
○						総合農地防災事業(国営附帯県営農地防災事業)	53
					○	農業集落排水事業	53
						農村集落基盤再編・整備事業	53
○		○	○	○	○	集落基盤再編型	53
○		○	○	○	○	中山間地域総合整備型 ※	53
○		○	○	○	○	農地環境整備型 ※	54
			○			農道整備事業	55
					○	海岸保全施設整備事業	56
					○	盛土緊急対策事業	57
					○	地域用水環境整備事業	58
						11. その他交付金	59
	○					多面的機能支払交付金	59
○		○	○	○	○	農山漁村振興交付金	59
					○	農業生産基盤情報通信環境整備事業	61
○	○	○	○		○	12. 県単土地改良事業	63

※は中山間地域限定の事業

国庫補助事業

1 農業競争力強化基盤整備事業

事業目的	メニュー	事業主体	採択要件
担い手への農地集積や農業の高付加価値化等の政策課題に応じた農地や農業水利施設の整備を機動的かつ効率的に実施し、農業競争力の強化を図る。	<p>1 農地中間管理機構関連農地整備事業 機構が借り入れている農地等について、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めない大区画化等の基盤整備を実施する。 農地整備事業</p> <p>2 農業競争力強化農地整備事業 担い手への農地集積・集約化に取り組む地区、農業の高付加価値化に取り組む地区等を対象として、農地の整備等を実施する。 (1) 農地整備事業 (2) 実施計画等策定事業 (3) 農業基盤整備促進事業 (4) 農村環境計画策定事業</p> <p>3 水利施設等保全高度化事業 農業の高付加価値化や担い手への農地集積・集約化、水管理労力の省力化に取り組む地区を対象として、農業水利施設の整備等を実施する。 (1) 水利施設整備事業 (2) 畑地帯総合整備事業 (3) 実施計画策定事業</p>	県、市町村、事業指定法人	<p>1 農地中間管理機構関連農地整備事業 ・農地整備事業にあつては、集積・集団化等促進基盤整備計画を策定していること。 ・農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。</p> <p>2 農業競争力強化農地整備事業 ・国営事業関連区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあつては、当該事業が国営土地改良事業又は水資源機構営事業と一体となつて行うものであること。 ・農地集積促進区分により農業競争力強化基盤整備計画を作成して事業を実施する場合にあつては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が50%以上となることが確実と見込まれるものであること。</p> <p>3 水利施設等保全高度化事業 ・高付加価値化区分により事業を実施する場合にあつては、畑作物又は園芸作物の導入・生産拡大等を通じて農業の付加価値を高めるものであること。 ・農地集積促進区分により事業を実施する場合にあつては、目標年度において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「担い手農地利用集積率」という。）が増加することが確実と見込まれるものであること。 ・水管理省力化区分により事業を実施する場合にあつては、水管理の省力化や維持管理の低コスト化、省エネルギー化や再生可能エネルギー利用等に資するものであること。 ・洪水調節機能強化区分により事業を実施する場合にあつては、既存ダムの洪水調節可能容量の増大や水田貯留機能の向上等、洪水調節機能の強化に資するものであること。</p>

〈〉 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合

事業名	事業主体	負担区分			事業内容等
		国	県	地元	
農地中間管理機構関連農地整備事業	県及び市町村	50 <55> 推進費 12.5 <7.5>	27.5 <27.5>	10.0 <10.0>	<p>(事業内容)</p> <p>1 農地整備事業（一般型・省力化整備型）</p> <p>(1) 一般型 ① 農業用排水施設整備、② 農道整備、③ 区画整理、④ 農地造成、⑤ 暗渠排水、⑥ 客土、⑦ 除稈。 省力化整備型 ① 畦畔除去、② 法面の緩傾斜化、③ その他省力化に資する整備</p> <p>2 機構集積推進事業（推進費） 推進費は事業費の12.5%（全額国費）〈中山間地域等は7.5%〉。</p> <p>3 実施計画策定 中山間地域、水田農業高収益化推進計画策定地区、輸出事業計画関連地区（最大4年）。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>一般型</p> <p>1 事業対象の農用地の全てについて、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は地域計画の区域内において農業の経営若しくは農作業の委託を受けていること。 2 事業対象農用地面積10ha以上（中山間地域等は5ha以上）であり事業対象農地を構成する各団地は1ha以上（中山間地域等は0.5ha以上）の連担化した農地であること。 3 農地中間管理権の存続期間若しくは委託を受けている農業経営等の委託期間が15年間以上あること。 4 事業対象農地の8割以上を事業完了後5年以内に担い手に集団化すること。</p>

農地中間管理機構関連農地整備事業	農地整備事業	県及び市町村		50 <55> 推進費 12.5 <7.5>	27.5 <27.5>	10.0<1 0.0>	<p>5 事業実施前から目標年度（事業完了後5年以内）にかけて、担い手の農地利用集積率（事業施行地域内農用地に占める担い手の経営等農用地面積の割合及び担い手の農地集約化率（事業施行地域内農用地に占める担い手の集約化面積の割合）がそれぞれおおむね50%以上向上すること</p> <p>6 事業実施地域の収益性が事業完了後5年以内（果樹は10年以内）に20%以上向上すること。</p> <p>省力化整備型</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一般型の1～3について共通。 2 中山間又は山間地農地等。 3 過去の基盤整備等により、農用地の8割以上を担い手に集団化していること又は、事業完了後5年以内に集約化されていない農地の8割以上を担い手に集団化又は集約化すること。 4 過去の基盤整備等により、収益性が20%以上向上していること又は周辺の農用地と比べて収益性が20%以上上回っていること。 5 事業実施年度から目標年度にかけて農地の畦畔の草刈りや水路の草刈り、泥上げ等の維持管理コストが20%削減されること。 																								
	実施計画等策定事業	県及び市町村		62.5	18.75	18.75	<p>（事業内容） 農地整備事業に係る地域において、当該年度に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定する事業並びに既に設置されている高付加価値農業に係る施設等の撤去又は移転に関する事業。</p> <p>（事業の実施要件） 事業計画の対象地区は、農地整備事業の実施が確実と見込まれる地区とする。</p>																								
農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	県営	経営体育成型	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	<p>（事業内容）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農業生産基盤整備事業 <ol style="list-style-type: none"> (1) ①農業用排水施設整備、②農道整備、③区画整理、④農用地造成、⑤暗渠排水、⑥客土、⑦除稈の2つ以上を総合的に実施するもの。ただし、③又は⑤に掲げるものを実施するもの。 (2) (1)と、「農業生産基盤整備附帯事業」「営農環境整備事業」「農業経営高度化支援事業」「特認事業」の事業種類のうち当該事業と密接な関連のあるものを併せて一体的に実施するもの。 <p>（事業の実施要件）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 （事業内容）1. に定める生産基盤整備事業の①から⑥までに掲げるものの受益面積の合計がおおむね20ha以上であること。 2 アからウまでのいずれかの要件を満たすこと <p>ア 促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が事業開始時に比べ次のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th> <th>完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%未満</td> <td>・80%以上</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>・5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>90%以上 95%未満</td> <td>・95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>・担い手への利用集積が図れること</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 促進計画に定める目標年度において、事業の受益面積に占める担い手農地集約化面積の割合が、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開始時</th> <th>完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23%未満</td> <td>・30%以上</td> </tr> <tr> <td>23%以上 35%未満</td> <td>・7%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>35%以上 38.5%未満</td> <td>・42%以上</td> </tr> <tr> <td>38.5%以上 63%未満</td> <td>・3.5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>63%以上 66.5%未満</td> <td>・66.5%以上</td> </tr> <tr> <td>66.5%以上</td> <td>・担い手への集約化が図れること</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>(7) 事業完了時において、以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。</p> <p>①事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、事業完了時において、農地所有適格法人が設立されることが</p>	開始時	完了時	80%未満	・80%以上	80%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増	90%以上 95%未満	・95%以上	95%以上	・担い手への利用集積が図れること	開始時	完了時	23%未満	・30%以上	23%以上 35%未満	・7%ポイント以上の増	35%以上 38.5%未満	・42%以上	38.5%以上 63%未満	・3.5%ポイント以上の増	63%以上 66.5%未満	・66.5%以上	66.5%以上	・担い手への集約化が図れること
開始時	完了時																														
80%未満	・80%以上																														
80%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増																														
90%以上 95%未満	・95%以上																														
95%以上	・担い手への利用集積が図れること																														
開始時	完了時																														
23%未満	・30%以上																														
23%以上 35%未満	・7%ポイント以上の増																														
35%以上 38.5%未満	・42%以上																														
38.5%以上 63%未満	・3.5%ポイント以上の増																														
63%以上 66.5%未満	・66.5%以上																														
66.5%以上	・担い手への集約化が図れること																														

農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	県営	経営体育成型	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	<p>確実と見込まれること。</p> <p>②事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、事業完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人となることが確実と見込まれるとともに、営所得安定対策の加入者になることが確実と見込まれること。</p> <p>(4)計画に定める目標年度において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80%以上、それ以外の場合にあっては50%以上となることが確実と見込まれること。</p>																					
			中山間地域型	55	27.5	17.5	<p>(事業内容)</p> <p>1 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1)①農業用排水施設整備、②農道整備、③区画整理、④農用地造成、⑤暗渠排水、⑥客土、⑦除礫の2つ以上を総合的に実施するもの。ただし、③又は⑤に掲げるものを実施するもの。</p> <p>(2)(1)と、「農業生産基盤整備附带事業」「営環境整備事業」「農業経営高度化支援事業」「特認事業」の事業種類のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 中山間地域であること。なお、中山間地域とは、次に掲げる指定をされた地域をいう。 ①離島 ②豪雪地帯 ③山振 ④半島 ⑤過疎 ⑥特定農山村 ⑦旧急傾斜地又は受益地内の平均傾斜度が15度以上の地域⑧棚田 ⑨①～⑧までに準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域。</p> <p>2 (事業内容)(1)に定める農業生産基盤整備事業の①～⑥までに掲げるものの受益面積の合計が概ね10ha以上であること。 ただし、次に掲げる要件をすべて満たす場合にあっては、5ha以上であること。 (ア)農地整備事業の完了までに、地域計画の目標地図における農地整備事業の実施部分について、基盤整備関連経営体育成等促進計画等策定要領(平成15年4月1日付け14農振第2492号農林水産省農村振興局長通知)別記様式第1号及び別記様式第3号において作成する経営形態計画図と整合性のとれたものに変更し、農業経営基盤強化促進法第19条第8項に規定する公告を行うこと。 (イ)促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が80%以上となること。 (ウ)促進計画に定める目標年度において、生産基盤整備事業の受益面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合が80%以上となること。</p> <p>3 アからウまでのいずれかの要件を満たすこと。 ア促進計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が、増加することが確実と見込まれること。</p> <table border="1" data-bbox="858 1482 1500 1668"> <thead> <tr> <th>開始時</th> <th>完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%未満</td> <td>・80%以上</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>・5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>90%以上 95%未満</td> <td>・95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>・担い手への利用集積が図れること</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ促進計画に定める目標年度において、担い手農地集約化率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。</p> <table border="1" data-bbox="858 1751 1500 1966"> <thead> <tr> <th>開始時</th> <th>完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>23%未満</td> <td>・30%以上</td> </tr> <tr> <td>23%以上 35%未満</td> <td>・7%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>35%以上 38.5%未満</td> <td>・42%以上</td> </tr> <tr> <td>38.5%以上 63%未満</td> <td>・3.5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>63%以上 66.5%未満</td> <td>・66.5%以上</td> </tr> <tr> <td>66.5%以上</td> <td>・担い手への集約化が図られること</td> </tr> </tbody> </table> <p>ウ 次に定める要件を全て満たすこと。 (7)事業完了時点において、次のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。 ①農地所有適格法人が存在しない地区 事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区にお</p>	開始時	完了時	80%未満	・80%以上	80%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増	90%以上 95%未満	・95%以上	95%以上	・担い手への利用集積が図れること	開始時	完了時	23%未満	・30%以上	23%以上 35%未満	・7%ポイント以上の増	35%以上 38.5%未満	・42%以上	38.5%以上 63%未満	・3.5%ポイント以上の増	63%以上 66.5%未満
開始時	完了時																											
80%未満	・80%以上																											
80%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増																											
90%以上 95%未満	・95%以上																											
95%以上	・担い手への利用集積が図れること																											
開始時	完了時																											
23%未満	・30%以上																											
23%以上 35%未満	・7%ポイント以上の増																											
35%以上 38.5%未満	・42%以上																											
38.5%以上 63%未満	・3.5%ポイント以上の増																											
63%以上 66.5%未満	・66.5%以上																											
66.5%以上	・担い手への集約化が図られること																											

農業競争力強化農地整備事業	農地整備事業	県営	中山間地域型	55	27.5	17.5	<p>いては、生産基盤整備事業等の完了時において、経営所得安定対策の加入者となる農地所有適格法人が設立されることが確実と見込まれること。</p> <p>②農地所有適格法人が存在する地区 事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、生産基盤整備事業等の完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人として農業経営基盤強化促進法第23条第7項に基づく農用地利用規程に定められることが確実と見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実と見込まれること。</p> <p>(4)促進計画に定める完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物を作付けする畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合にあっては80%以上、それ以外の場合にあっては50%以上となることが確実と見込まれること。</p> <p>4 中心経営体農地集積促進事業を行う場合にあっては、促進計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。</p>
	市町村、地区	町、地区	農業経営高度化支援事業	50 (55)	25 <22.5> ただし 県費補助は市町村が補助する場合に限る	25 <22.5>	<p>(実施内容) 担い手への農地の集積・集約化に向けた促進支援。</p> <p>(事業の実施要件) 農業競争力強化農地整備事業実施地区において、中心経営体集積率が、目標年度において55%以上となること。 なお、助成限度額は農業競争力強化農地整備事業の総事業費に次の助成割合を乗じた額とする。</p> <p>①中心経営体集積率が55%以上65%未満の場合にあっては、0.055、さらに中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあっては、0.065。 ②中心経営体集積率が65%以上75%未満の場合にあっては、0.065、さらに中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあっては、0.085。 ③中心経営体集積率が75%以上85%未満の場合にあっては、0.075、さらに中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあっては、0.105。 ④中心経営体集積率が85%以上の場合にあっては、0.085、さらに中心経営体の経営等農用地面積の80%以上を集約化する場合にあっては、0.125。</p>
	市町村、地区	農地改良区	農業構造転換特別対策事業(令和11年度末まで)	ア及びイ 事業費の6.25%を国費で定額補助	アにおいて、さらに対象面積の3/5以上で1ha以上区画に整備する場合 イにおいて、さらに対象面積の3/5以上で50a以上区画に整備する場合 事業費の9.4%を国費で定額補助		<p>(実施内容) 農地の大区画化及び担い手への農地の集積・集約化を推進。 ※促進費との併用は不可</p> <p>(事業の実施要件) 次のア又はイのいずれかの要件を満たすこと。 ア 平坦地の場合 次に定める要件を全て満たすこと。 (ア) 農業生産基盤整備事業の事業種類の欄の①から⑥までに掲げるものであって、農業構造転換特別対策事業の実施期間中に行うものに係る受益面積に占める、生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が1ha以上となる農用地の面積の割合が1/2以上であること。 (イ) 促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積に占める担い手の経営等農用地の面積の割合(以下「対策費部分集積率」という。)が85%以上となること。 (ウ) 促進計画に定める目標年度において、対策費の対象面積における担い手の経営等農用地の面積に占める集約化された農用地の面積の割合(以下「対策費部分集約化率」という。)が80%以上となること。 イ 平坦地以外(傾斜1/100以上)の場合 受益地域内の勾配が1/100以上の傾斜地であって、次に定める要件を全て満たすこと。 (ア) 対策費の対象面積に占める、農業生産基盤整備事業の実施後において区画の面積が50a以上となる農用地の面積の割合が1/2以上であること。 (イ) 促進計画に定める目標年度において、対策費部分集積率が85%以上となること。 (ウ) 促進計画に定める目標年度において、対策費部分集約化率が90%以上となること。</p>

農業競争力強化農地整備事業	実施計画等策定事業	県営	実施計画策定	50	25	25	<p>(事業内容)</p> <p>農地整備事業に係る地域において、当該事業に必要な諸条件について調査、計画及び設計を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>実施計画の対象地区は、農地整備事業の実施が予定されている地区とする。</p>
		土地改良区、市町村その他が適当と認められるもの	経営体育成促進換地等調整	50	25	25	<p>(事業内容)</p> <p>「経営体育成促進換地等調整事業実施要領」の4に掲げる業務の中から、地区において必要とする業務を選択して実施するものとする。ただし、地区内農地等状況調査、合意形成促進、地区内アンケート調査、地域営農構想作成及び換地設計基準作成の業務については必須の業務とする。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>(1) 経営体育成促進換地等調整の対象地区は、農地整備事業が行われる予定の地区であって、換地計画の樹立を必要とする地区のうち、都道府県知事が適当と認めるものとする。ただし、経営体育成換地調整の業務については、当該農地整備事業を実施中の地区とする。</p> <p>(2) 補助の対象となる面積は、換地を伴う農地整備事業を予定している地区の面積とする。</p>
農業基盤整備促進事業		県営		50 <55>	未定	未定	<p>1 定率助成 (事業内容)</p> <p>(1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農用地の保全 (7)調査・調整 (8)指導</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 農業基盤整備計画を策定していること。 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2人以上であること。 4 1地区当たりの受益面積が、5ha以上であること。</p>
		市町村、土地改良区、農業協同組合、その他の農業者等の組織する団体		50 <55>	—	50 <45>	<p>2 定額助成 (事業内容)</p> <p>(1)区画拡大 (2)暗渠排水 (3)湧水処理 (4)末端畑地かんがい施設 (5)客土(耕土深15cm以下の農用地を対象に層厚10cm以上) (6)除礫(30mm以上の石礫を5%以上含む農用地を対象に深度30cm以上) (7)更新整備(更新する必要がある用水路等の整備)</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 農業基盤整備計画を策定していること。 2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 3 1地区当たりの受益者数が、農業者2人以上であること。 4 1地区当たりの受益面積が、5ha以上であること。</p>
農村環境計画策定事業		県及び市町村		50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 農村環境計画の策定対象地域の自然環境及び社会環境について現況を調査する事業をいう。</p> <p>(2) 現況調査は、原則として「農村環境計画策定調査項目」により行うものとする。ただし、地域の実情に応じ、調査項目を追加することができる。</p> <p>2 農村環境計画の策定</p> <p>1の結果に基づき、農村環境計画を策定・変更する事業をいう。</p>

農業競争力強化農地整備事業	農村環境計画策定事業	県及び市町村	50	未定	未定	<p>(事業の実施要件)</p> <p>環境に配慮して農地整備事業等を実施するに当たり、農村環境計画若しくは田園環境整備マスタープランが未策定の地域又はこれらの計画の変更が必要な地域とする。</p> <p>対象事業が環境との調和に配慮したものと認められること。</p> <p>対象事業の実施が予定されていること。</p>	
	水利施設整備事業	県営	基幹水利施設整備型	50	25 ※29	25 ※21	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するもの(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。)</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>受益面積おおむね 200ha 以上、かつ、末端支配面積がおおむね 100ha 以上。</p> <p>畑地を受益地とする場合は受益面積おおむね 100ha 以上、かつ、末端支配面積がおおむね 20ha 以上。</p>
			農業用水再編対策型	50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受益面積がおおむね 200ha 以上、かつ、末端支配面積がおおむね 5ha 以上、管水路は末端支配面積の制限なし。 2 実施区域内に 100ha 以上の農業振興地域の整備に関する法律第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域が含まれること。 3 次に定める要件のいずれかに該当すること。 <ul style="list-style-type: none"> ア 次の算式により算出される再編水量が毎秒 0.5 m³以上であること。 再編水量＝許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)－更新水利権水量 イ 次の算式により算出される再編水量の比率が 10%以上であること。 (許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。))－更新水利権水量 4 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。
			地域用水機能増進型	50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に質することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に質するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受益面積がおおむね 200ha 以上、かつ、末端支配面積がおおむね 5ha 以上。 2 当該地区内の末端支配面積 5ha 以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として 10%以上であること。 3 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね 5%以上であること。 4 地域用水対策協議会を設置すること。
流域水質保全機能増進型	50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に質する用排水設備を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に質するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>受益面積がおおむね 200ha 以上。</p>			

水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業	県営	流域水質保全機能増進型	50	未定	未定	<p>対象となる施設は、末端支配面積がおおむね 100ha 以上の施設（これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね 5ha 以上であるものを含む）に係るものであること。</p> <p>農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。</p> <p>環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。</p> <p>流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域または引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。</p> <p>地域用水協議会を設置されていること。</p>
			排水対策特別型	50	25 ※29	25 ※21	<p>※は更新事業</p> <p>※は更新事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>ア 用排水施設整備事業のうち表・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水施設等の更新又は整備を実施するもの。</p> <p>イ アの事業と用水路等の更新又は整備及び暗渠排水事業・客土事業・区画整理事業であって、排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>（事業の実施要件）</p> <p>受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね 50%以上であること。</p> <p>ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田。</p> <p>イ 常時地下水位が高い水田。</p> <p>ウ ア、イの水田と一体的に整備することが必要な水田。</p> <p>受益面積がおおむね 20ha 以上。</p>
			基幹水利施設保全型	50	25 ※29	25 ※21	<p>※は更新事業</p> <p>※は更新事業</p> <p>（事業内容）</p> <p>ア 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定。</p> <p>イ 国営造成施設及び県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施。</p> <p>ウ 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む）の実施。</p> <p>（事業の実施要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主目的としないものであること。 機能保全計画策定の対象となる都道府県施設は、都道府県が作成する実施方針に位置づけられたものとする。 対策工事の実施については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。 対策工事の実施について、令第 50 条第 1 項第 1 号の 2 に掲げる都道府県営事業として実施する場合にあつては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね 100ha 以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね 20ha 以上のもの）であること。 県営造成施設について、緊急補修工事を実施するときは、実施方針により都道府県知事が選定した施設であること。 <p>【県内規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国営及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設であること。 1 地区当たりの総事業費が 5,000 万円以上。
				（事業内容のうちア）			50
水利施設集約再編型	50	未定	未定	<p>（事業内容）</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設又は県営造成施設の老朽化等による機能低下がみられる地区において、国営造成施設、都道府県営造成施設及び国営造成施設又は都道府県営造成施設と一体的に行う団体営事業により造成された農業用排水施設の集約・再編を伴う整備を行い、農業水利ストックの適正化に資するもの。</p>			

水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業	県営	水利施設集約再編型	50	未定	未定	<p>(事業の実施要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね 100ha (田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね 20ha) 以上であること。 ・機能保全計画等において、老朽化等による機能低下がみられる施設であり、補修または更新を要するもの。 ・農業用排水施設の新設、廃止又は更新に当たって、次のいずれかに該当するもの。 <p>ア 2以上の施設を対象とし、かつ、これらの施設が有する機能を1以上の施設に集約するもの(施設の新設又は機能向上を伴う場合を含む)。</p> <p>イ 営農計画の変更に伴い、対象施設の規模を縮小するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設計画において、単独で更新する場合と集約・再編を行う場合における総費用を比較し、集約・再編を行う方が、地区全体での施設の更新等に要する費用が低減されること。
			低炭素農業水利システム構築型	50 <55>	31 <30>	19 <15>	<p>(事業内容)</p> <p>農業水利施設等の省エネルギー化や再生可能エネルギー利用を図るものであって、下記の事業を実施するもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 高効率設備の導入や既存施設の統廃合等による省エネルギー化、小水力等の再生可能エネルギー利用のための整備を実施するもの。 (2) 用排水施設整備事業を実施するものであって、(1)の事業と一体的に実施するもの。 (3) (1)の事業及び農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの。 (4) 国営かんがい排水事業(低炭素農業水利システム構築事業)と併せて、農業水利施設省エネルギー化支援事業を一体的に実施するもの。 <p>(事業の実施要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギー化や再生可能エネルギー利用に向けた低炭素排出土地改良施設整備計画を策定すること。
			流域治水対策型(右記事業内容①、⑨、⑩を実施するもの)	定額 ※ただし、事業種類⑩の予算措置は令和12年度まで	—	—	<p>(事業内容)</p> <p>①農業用排水施設整備事業、⑨堆砂対策事業又は⑩緊急水管理システム整備事業に掲げる事業のうち1以上を実施するものであって、「既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針」(令和元年12月12日既存ダムの洪水調節機能強化に向けた検討会議決定)に基づく治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系に存在する農業用ダム(以下、「治水協定ダム」という。)及び治水協定ダム等と連動した操作が必要不可欠な施設における洪水調節機能の強化に資する対策事業を実施するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・治水協定の締結が完了している又は当該年度中に締結される見込みがある水系で実施すること。 ・治水協定ダムの洪水調節に利用可能な容量を増大させること又は事前放流等の円滑な実施に必要な施設整備であること。 ・緊急水管理システム整備事業の実施に際しては、河川管理者にデータを提供するための機器の整備に限ることとし、その対象は、治水協定により新たに整備を要するダムであること。
			流域治水対策型(右記事業内容を実施するもの)	50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備を実施するものであって、水田貯留機能の向上に向けた取組を行う地域において、老朽化した用排水機場、用排水路、調整池等の農業水利施設の一体的な整備を行い、流域治水の取組の推進に資するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね 200ha (田以外の農用地を受益地とするものについてはおおむね 100ha) 以上であること。 ・受益面積の5割以上で水田貯留機能の向上に向けた取組が実施又は実施見込みであること。 ・以下のいずれかを満たす地域で実施すること。 <p>(7) 流域治水プロジェクト(次に掲げる通知に基づき策定・公表又は推進する「流域治水プロジェクト」をいう。)が策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの。</p> <p>①流域治水プロジェクトの推進について(令和2年6月10日付け国水河計第16号・国水環第26号・国水環第30号・国水下水第19号・国水下水第12号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知)。</p>

水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業	県営	流域治水対策型（右記事業内容を実施するもの）	50	未定	未定	<p>②二級水系における流域治水プロジェクトの推進について（令和2年10月27日付け国水河計第39号・国水環第61号・国水治第85号・国水下事第38号・国水下流第26号国土交通省水管理・国土保全局河川計画課長・河川環境課長・治水課長・下水道部下水道事業課長・流域管理官連名通知）。</p> <p>(イ)治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの。</p> <p>(ウ)地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの。</p>																				
			流域治水対策型（右記事業内容を実施するもの）	50	未定	未定	<p>（事業内容） 用排水施設整備事業（治水協定ダムを除く。）を実施するものであって、流域治水の取組の推進に資するもの。</p> <p>（事業の実施要件）</p> <ul style="list-style-type: none"> 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するものであり、同プロジェクトに本事業の対象となる施設が位置付けられたもの又は位置付けられる見込みであること。 計画排水量の増大、洪水の速やかな流下、内水の速やかな排除等、流域治水の取組の推進に資すること。 																				
			農地集積促進型	50 <55>	未定	未定	<p>（事業内容）</p> <p>(1)農業用排水施設整備を実施するもの。</p> <p>(2) (1)と③客土、④暗渠排水、⑤区画整理に掲げるもの並びに「農業経営高度化支援事業」及び「農業構造転換特別対策事業」の事業種類のうち(1)と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>(3)「国営かん排事業（農地集積促進型）」と併せて、「中心経営体農地集積促進事業」を一体的に実施するもの。</p> <p>（事業の実施要件）</p> <p>1 受益面積の合計がおおむね20ha（中山間地域等にあつては10ha）以上であること。</p> <p>2 集積地域整備計画に定める目標年度において、担い手農地利用集積率が事業開始時に比べて次の通り増加することが見込まれること。</p> <p>3 当該事業の受益面積に占める水田及び畑作物（経営所得安定対策等実施要綱の別紙2に規定する畑作物）を作付する畑地を合わせた面積の割合がおおむね8割以上の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採択時</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>80%未満</td> <td>・80%以上</td> </tr> <tr> <td>80%以上 90%未満</td> <td>・5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>90%以上 95%未満</td> <td>・95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>・担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 3以外の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採択時</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>・50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上 90%未満</td> <td>・5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>90%以上 95%未満</td> <td>・95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>・担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table>	採択時	目標年度	80%未満	・80%以上	80%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増	90%以上 95%未満	・95%以上	95%以上	・担い手への利用集積が図られること	採択時	目標年度	50%未満	・50%以上	50%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増	90%以上 95%未満	・95%以上	95%以上	・担い手への利用集積が図られること
		採択時	目標年度																								
		80%未満	・80%以上																								
80%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増																										
90%以上 95%未満	・95%以上																										
95%以上	・担い手への利用集積が図られること																										
採択時	目標年度																										
50%未満	・50%以上																										
50%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増																										
90%以上 95%未満	・95%以上																										
95%以上	・担い手への利用集積が図られること																										
	畑作等推進支援水利再編型	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	<p>（事業内容） 営農の変化に応じた農業用排水施設の整備等を行うことにより、水田から畑作物等への作付転換を促進するため、下記の事業を実施する。</p> <p>(1)用排水施設整備事業を実施するもの。</p> <p>(2) (1)と③客土、④暗渠排水、⑤区画整理並びに「農業経営高度化支援事業」の事業種類のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>（事業の実施要件）</p> <p>(1)受益面積の合計がおおむね20ヘクタール（中山間地域等にあつては10ヘクタール）以上であること。</p> <p>(2)事業完了時において、受益地内の水田面積における畑作物等の作付面積が5ha以上、かつ、20%ポイント以上増加すること。</p>																						
県営	簡易整備型	50 <55>	未定	未定	<p>（事業内容）</p> <p>(1)用排水施設整備事業の新設、廃止又は変更</p> <p>(2)給水栓、ゲート、分土工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設</p>																						

水利施設等保全高度化事業	水利施設整備事業	市町村、土地改良区等	簡易整備型	50 <55>	14 <14>	36 <31>	等の農業用排水施設に附帯する施設の整備 (事業の実施要件) (1) 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 (2) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。 (3) 1地区当たりの受益面積が、5ha以上であること。
	畑地帯総合整備事業	県営	高収益作物導入促進型	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	(事業内容) ・主に行う事業として、ア又はイを実施するもの (農業生産基盤整備事業(ハード事業)) ア 農業用排水施設整備事業 イ 暗渠排水事業 ・ア、イと併せ行う事業 (農業生産基盤整備事業(ハード事業)) ウ 農道整備事業 エ 客土事業 オ 区画整理事業 カ 除礫 キ 農用地造成 ク 農地保全 (農業生産基盤整備附帯事業(ハード事業)) ケ 土壌改良事業 コ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (農業経営高度化支援事業(ソフト事業)) サ 高度土地利用調整事業 シ 農業経営高度化促進事業(産地形成促進事業) ス 耕地利用高度化推進事業 ・「国営かん排事業(高収益作物導入促進事業)」と併せ行う事業 セ 産地形成促進事業 (事業の実施要件) 1 受益面積の合計がおおむね20ha(中山間地域にあっては10ha)以上であること。 2 導入促進整備計画に定める目標年度において、事業開始時に比べ ・受益地における高収益作物の作付面積割合が5%ポイント以上の増加が 確実と見込まれること。 ・高収益作物を新たに作付する面積が2ha(中山間地域にあっては1ha)以上となる ことが確実と見込まれること。
				(事業内容のうちシ)			
県営・団体営	高収益作物転換型	10 <6>	(事業費のうち、地元負担分(ガイドライン)の助成)	10 <6>	-	-	(事業内容) ・主に行う事業として、ア、イ、ウ又はエを1以上実施するもの (農業生産基盤整備事業(ハード事業)) ア 農業用排水施設整備事業 イ 客土事業 ウ 暗渠排水事業 エ 区画整理事業 ・ア、イ、ウ又はエと併せ行う事業 (農業生産基盤整備事業(ハード事業)) オ 農道整備事業 カ 除礫 キ 農用地造成 ク 農地保全 (農業生産基盤整備附帯事業(ハード事業)) ケ 土壌改良事業 コ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (農業経営高度化支援事業(ソフト事業)) サ 高度土地利用調整事業 シ 農業経営高度化促進事業(産地形成支援事業) ス 耕地利用高度化推進事業 (事業の実施要件) 1 それぞれ概ね1ha(中山間地域等にあっては0.5ha)以上の水田の団地面積の合計が概ね5ha以上であること。 2 産地推進計画に本事業の実施が位置づけられていること。 3 導入促進整備計画に定める目標年度において、高収益作物の作付け面積が、事業開始時に比べ次のとおり増加すること。 ア 水田の受益面積における高収益作物の作付面積割合(以下「受益作付面積割合」という)が5割以上となること。 イ 受益作付面積割合が10%ポイント以上増加すること。 ウ 高収益作物は基幹作として作付けすること。 【県内規】 ・県営事業の場合、受益面積が20ha以上(中山間地は10ha以上)。

水利施設等保全高度化事業	畑地帯総合整備事業	県営	畑地帯総合整備型 (担い手育成対策)	50 <55> (「農業経営高度化支援事業」は50%)	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業のうち①農業用排水施設整備、②農道整備、③区画整理の内1つ以上実施するもの。</p> <p>(2) (1)と、農業生産基盤整備事業のうち③客土、④暗渠排水、⑥除礫、⑦農用地造成、⑧農地保全並びに「農業生産基盤整備附帯事業」「営農環境整備事業」「農業経営高度化支援事業」の事業種類のうち、当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 受益面積の合計が20ha<10ha>以上であること。 <※ただし、事業申請時に担い手一戸以上あること></p> <p>2 調査・調整事業を実施する場合にあっては、ア又はイのいずれかの条件を満たすこと。 ア (ア) (イ) のいずれかの要件を満たすこと。 (ア) 活性化計画の目標年度に担い手農地利用集積率が次の通り増加することが見込まれること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採択時</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>・50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上90%未満</td> <td>・5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>・95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>・担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table> <p>(イ) 活性化計画の目標年度において、以下のいずれかを満たすことが確実に見込まれること。</p> <p>①事業実施地区において、認定農業者数の全農家戸数に占める割合が、当該地区に係る市町村、農業協同組合、農業委員会等の関係機関団体が協議して定める担い手の育成・確保に係る目標以上となること。</p> <p>②事業実施地区において、認定農業者数が事業開始時に比べ30%以上増加すること。</p> <p>イ 担い手に農地所有適格法人を除く法人が位置づけた場合にあっては、当該法人に係る農地集積率が30%以上となること。</p> <p>3 中心経営体農地集積促進事業を実施する場合にあっては、活性化計画に定める目標年度において中心経営体集積率が55%以上となること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>採択時</th> <th>目標年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50%未満</td> <td>・50%以上</td> </tr> <tr> <td>50%以上90%未満</td> <td>・5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>90%以上95%未満</td> <td>・95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>・担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table>	採択時	目標年度	50%未満	・50%以上	50%以上90%未満	・5%ポイント以上の増	90%以上95%未満	・95%以上	95%以上	・担い手への利用集積が図られること	採択時	目標年度	50%未満	・50%以上	50%以上90%未満	・5%ポイント以上の増	90%以上95%未満	・95%以上	95%以上	・担い手への利用集積が図られること
			採択時	目標年度																							
50%未満	・50%以上																										
50%以上90%未満	・5%ポイント以上の増																										
90%以上95%未満	・95%以上																										
95%以上	・担い手への利用集積が図られること																										
採択時	目標年度																										
50%未満	・50%以上																										
50%以上90%未満	・5%ポイント以上の増																										
90%以上95%未満	・95%以上																										
95%以上	・担い手への利用集積が図られること																										
畑地帯総合整備型 (担い手支援対策)	50 <55>	25 <25>	25 <20>	<p>(事業内容)</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業のうち①農業用排水施設整備、②農道整備、③区画整理の内1つ以上実施するもの。</p> <p>(2) (1)と③客土、④暗渠排水、⑥除礫、⑦農用地造成、⑧農地保全に掲げるもの並びに「農業生産基盤整備附帯事業」、「営農環境整備事業」及び「農業経営高度化支援事業(農業経営高度化促進事業)」の事業種類のうち当該事業と密接な関連のあるものとを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>(3) ①のうち畑地かんがいを目的とした農業用の用水施設について緊急に必要な補強工事のみを行う事業(単独施設整備)。</p> <p>(4) ア又はイのいずれかを行う事業(単独土層改良)。 ア ③客土、④暗渠排水、⑥除礫、「農業生産基盤整備附帯事業」の土壌改良事業並びにこれを補完するための⑧農地保全、「農業生産基盤整備附帯事業」の交換分合、「営農環境整備事業」の農業集落環境管理施設整備事業。 イ ④暗渠排水事業のうち暗渠の新設若しくは変更と一体的に行われる①農業用排水施設整備事業のうち排水施設に係る事業を総合的に実施する事業。</p> <p>(5) 「営農環境整備事業」の営農用水施設整備のみを行う事業(単独営農用水)。</p> <p>(6) 「営農環境整備事業」の水管理施設整備のみを行う事業(単独水管理施設)。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 受益面積の合計が30ha以上であること。</p> <p>2 単独施設整備を行う場合にあっては、1.に関わらず、以下の要件をすべて満たすこと。 ア 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された畑地</p>																							
	畑地帯総合整備中山間地域型 (担い手育成対策)	<>は畑地帯総合整備中山間地域型																									
	畑地帯総合整備中山間地域型 (担い手支援対策)	<>は畑地帯総合整備中山間地域型																									

水利施設等保全高度化事業	畑地帯総合整備事業	県営	畑地帯総合整備型 (担い手支援対策)	50 <55>	25 <25>	25 <20>	<p>かんがいを目的とした農業用排水施設を対象とするものであること。</p> <p>イ 受益面積がおおむね30ha以上であって、かつ、総事業費が3千5百万円以上であること。</p> <p>ウ 野菜指定産地、果樹濃密生産団地、高能率生産団地であって畑作物が生産される地域において行うものであること。</p> <p>3 単独土層改良を行う場合にあつては、1.に関わらず、土層改良を必要とする地域の営農形態に即した畑地不良土層改良保全計画に即して策定される事業計画に基づき実施されるものであつて、以下の要件をすべて満たすこと。</p> <p>ア 受益面積が30ha以上であること。</p> <p>イ 畑作物の生産を振興すべき地域において行うものであること。</p> <p>ウ 営農上一定のまとまりを有する地域であつて、かつ、農道、農業用排水施設等の基幹施設がおおむね整備済の地域であること。</p> <p>エ 作物の生育、農作業の能率を著しく阻害する不良土層が受益面積のおおむね5割以上を占めること。</p> <p>4 単独営農用水を行う場合にあつては、受益農家が7戸以上又は飼料生産基盤、乳牛、施設、農機具等の調達見込みからみて酪農肉用牛生産振興法第2条の3第1項の認定に係る酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画に定める酪農専業経営若しくは酪農畑作経営に相当する規模の経営を行うことが可能と認められる農家若しくは酪農経営農家以外の畜産経営農家の有する飼料作物の作付け面積の合計が150ha以上のものであつて、次に掲げるいずれかの要件に該当すること。</p> <p>ア 受益農家が酪農経営農家である場合は、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域内にあること。</p> <p>イ 受益農家が酪農経営農家以外である場合は、酪農肉用牛生産振興法第2条の4第1項の認定に係る酪農に関する事項をその内容とする市町村計画が樹立されている市町村の区域、寒冷地畑作振興地域、野菜指定産地又は果樹濃密生産団地にあること。</p>
		県営・団体営	畑作物等転換型	50 <55>	29 <28.5>	21 <16.5>	<p>(事業内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主に行う事業として、ア、イ、ウ又はエを1以上実施するもの(農業生産基盤整備事業(ハード事業)) <ul style="list-style-type: none"> ア 農業用排水施設整備事業 イ 客土事業 ウ 暗渠排水事業 エ 区画整理事業 ア、イ、ウ又はエと併せ行う事業(農業生産基盤整備事業(ハード事業)) <ul style="list-style-type: none"> オ 農道整備事業 カ 除礫 キ 農用地造成 ク 農地保全 (農業生産基盤整備附帯事業(ハード事業)) <ul style="list-style-type: none"> ケ 土壌改良事業 コ 耕作放棄地解消・発生防止のための簡易な整備 (農業経営高度化支援事業(ソフト事業)) <ul style="list-style-type: none"> サ 高度土地利用調整事業 シ 農業経営高度化促進事業(産地形成支援事業) ス 耕地利用高度化推進事業 <p>(事業の実施要件)</p> <ol style="list-style-type: none"> それぞれ概ね1ha(中山間地域等にあつては0.5ha)以上の水田の団地面積の合計が概ね5ha以上であること。 受益地内の全ての農地において、畑作物等が作付されること。ただし、ブロックローテーションや2年3作等の営農体系により畑作物等への転換を図る場合においては、畑作物等が営農体系の中心となっていることを確認すること。 <p>【県内規】</p> <ul style="list-style-type: none"> 県営事業の場合、受益面積が20ha以上(中山間地は10ha以上)。

水利施設等保全高度化事業	実施計画策定事業	県、市町村、土地改良区等	50 <55>	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>1 水利用調整事業 用水の取得・再生に係る調査、調整であって次に掲げるとおり。 (1) 用水の需要調査 (2) 試験通水等による協議、操作管理等調整 (3) 農業用ダムの洪水調節機能の強化に係る取組効果の検証 (4) 小水力発電施設の発電用水の確保等に係る調査・調整</p> <p>2 水利用高度化推進事業 (1) 地域用水機能増進計画の策定 (2) 地域用水機能増進支援活動 (3) 地域用水機能増進活動 (4) (3)を補完する施設等の改修整備</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 水利用調整事業 (1) 次の事項が水利用調整事業計画に定められている地域であること。 ア 地域の営農特性 イ 農家戸数及びその経営規模 ウ 今後の営農形態の変化及び農家の見通し状況 エ 農業水利施設における土砂、ゴミ等の堆積状況 オ 農業水利施設における維持管理作業の内容とその費用 (2) 環境用水又は冬期湛水用水を取得する場合にあつては次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地に設置されること。 イ 事業計画区域が、田園環境整備マスタープランの環境創造区域若しくは環境配慮区域のいずれかに区分されること又は地方農政局長等が認める環境配慮を重視する計画に位置付けられること。 (3) 消流雪用水を取得する場合にあつては、次に掲げる要件を満たすものであること。 ア 河川管理者や関係機関により構成され、将来にわたり農業用排水施設の維持・保全管理の主体となる協議会が事業計画区域及びその周辺地域内に設置されること。 イ 事業で取得する消流雪用水が地方公共団体の除雪計画に位置付けられること。</p> <p>2 水利用高度化推進事業 平成 30 年度以前に国が事業計画を採択のうえ、すでに事業に着手している地区に限る。</p>
			50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>1 一般地区・施設における施設計画策定事業 (1) 実施計画策定 農業用排水施設、小水力等発電施設、農地等の整備に係る地域の諸条件等について調査等を行い、本整備に必要な実施計画を策定するもの。 (2) 水管理方法の技術的検討 (3) 農業水利施設を対象とする魚道の整備に係る調査研究、整備構想の策定及び魚道の適正な管理に関する推進支援体制の整備、管理マニュアルの作成。 (4) 小水力等発電施設の導入に向けた検討、調査。 (5) その他、地域の水管理上必要となる調査・計画等。</p> <p>2 機能保全計画策定事業 (1) 農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定。 ア 施設現況調査（構造物の環境条件、変状、施設状況等）の概要及び結果。 イ 施設機能診断（劣化度合いの測定等）の概要及び結果。 ウ 劣化原因究明のための構造物の監視。 エ 機能保全対策（対策工法、対策時期、対策概略費）。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 施設計画策定事業を行う場合にあつては、当該事業費が 200 万円以上であること。 2 機能保全計画策定事業を行う場合にあつては、末端支配面積が 10ha 以上であること。</p>

2 農地耕作条件改善事業

事業目的	メニュー	事業主体	採 択 要 件
<p>農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を推進するとともに稲作等から高収益作物への転換を推進するため、区画拡大や暗渠排水等のハード事業やソフト事業を組み合わせ一括支援することで農業競争力の強化を図る。</p>	<p>【定額助成】 (1) 区画拡大 (2) 暗渠排水 (3) 湧水処理 (4) 末端畑地かんがい施設 (5) 客土 (6) 除礫 (7) 更新整備 (8) 畑作転換工 (9) 条件改善推進費※ (10) 高収益作物転換支援※ (11) 病害虫対策</p> <p>【定率助成】 (1) 農業用排水施設 (2) 暗渠排水 (3) 土層改良 (4) 区画整理 (5) 農作業道等 (6) 農地造成 (7) 農用地の保全 (8) 営農環境整備支援 (9) 管理省力化支援 (10) 条件改善促進支援※ (11) 指導※ (12) 高収益作物導入支援※ (13) スマート農業導入支援 (14) 粗放的農地利用整備 (15) 機構集積推進費※ (16) 高収益作物導入促進費※ (17) 高収益作物導入推進費※</p> <p>※はソフト事業</p>	<p>農地中間管理機構、県、市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良施設を管理している認可地緑団体及び一般社団法人、農業協同組合その他の農業者等の組織する団体、農業法人その他の団体等</p>	<p>1 農地中間管理機構（以下「機構」という。）との連携概要を作成し、機構との連携を行うこと。 2 農地耕作条件改善計画を作成していること。 3 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。 4 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。 5 高収益作物等転換支援（メニューの定額助成（10）及び定率助成の（12）、（16）並びに（17））を実施する場合は、ハード事業の受益地内の作付面積のうち1/4以上を新たに高収益作物に転換すること。 6 5又は高収益作物への転換に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、高収益作物転換促進計画を作成すること。 7 定額助成の「（11）病害虫対策」を実施する場合は、附帯計画として、病害虫対策計画を作成すること。 8 定率助成の「（13）スマート農業導入支援」を実施する場合は、次のとおりとすること。 (ア) 国費が投じられている基盤整備事業と一体的に実施するものであること。 (イ) 先進的省力化技術導入支援を実施する場合は、生産方式革新実施計画の認定を受けていること。 9 8又はスマート農業導入に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、高収益作物転換促進計画を作成すること。 10 定率助成の「（3）土層改良」により共同利用機器の導入を実施する場合には、国費が投じられている基盤整備と一体的に行うこと。 11 10及び定率助成の「（9）管理省力化支援」により共同利用機器の導入を実施する場合は、附帯計画として共同利用機器導入計画を作成すること。 12 定率助成「（15）機構集積推進費」の交付を受けようとする場合には、機構集積推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすこと。 (ア) ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、機構が農地中間管理権を有すること又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。 (イ) 事業対象農用地（機構が農地中間管理権を有する、又は、農業経営等の委託を受けているものに限る。）について機構が本事業の申請日において有する農地中間管理権の全ての存続期間若しくは残存期間又は当該申請日において委託を受けている農業経営等の全てにかかる委託の期間が15年以上であること。 (ウ) 事業対象農用地は、5ヘクタール未満であること。 (エ) 事業完了後3年以内に、事業対象農用地の全てが担い手に集積されること。 (オ) 事業完了後3年以内に、本事業の実施後における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業を実施している農地の収益性が、本事業の実施前における未整備農地及び地域計画内の国費が投じられている基盤整備事業の実施前の農地の収益性に対し、20パーセント以上向上すること。ただし、収益性の向上に係る要件の細目については、次のいずれかを満たすこととする。 1) 販売額が20パーセント以上向上することが見込まれること。 2) 生産コストが20パーセント以上削減され、かつ、次のいずれかを満たすこと。 ア) 米の生産コストが60キログラム当たりおおむね9,500円を下回ることが見込まれること。 イ) 作物生産額（主食用米を除く。以下同じ。）に占める高収益作物の割合がおおむね8割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね10パーセント以上増加することが見込まれること、又は、作物生産額に占める高収益作物の割合がおおむね5割以上となり、かつ、高収益作物に係る作物生産額がおおむね50パーセント以上増加することが見込まれること。 3) 受益面積の3割以上の作付けを麦・大豆等の畑作物に転換し、かつ、当該作物の面積当たりの収量が20パーセント以上向上すること。 4) 事業完了後において区画の面積が1ヘクタール以上となる農用地の面積の合計が、受益面積の1/2以上を占めること。</p>

		<p>5) 受益地内の作付面積に占める、米又は麦・大豆等の畑作物を作付けしている面積の割合がおおむね8割以上である地区においては、事業完了後において経営する農用地の面積が1ヘクタール以上となる受益農業者が、受益農業者のおおむね1/2以上を占めること。</p> <p>13 定率助成の「(16) 高収益作物導入促進費」の交付を受けようとする場合には、高収益作物転換促進計画に定める目標年度において、受益面積に占める高収益作物への転換面積の割合が30パーセント以上となること。</p> <p>14 定率助成の「(17) 高収益作物導入推進費」の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。</p> <p>15 機構集積推進費、高収益作物導入促進費及び高収益作物導入推進費については、重複して交付を受けることはできない。</p> <p>16 水田貯留機能の向上に向けた整備等を実施する場合は、附帯計画として、水田貯留機能向上計画を作成すること。</p> <p>17 多様で持続的かつ計画的な農地利用に向けた用地整備等を実施する場合は、附帯計画として、土地利用調整計画を作成すること。</p>
--	--	---

〈 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合

事業主体	負担区分			事業内容等
	国	県	地元	
県営	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	<p>1 定率助成</p> <p>【ハード事業】</p> <p>(1) 農業用排水施設</p> <p>(2) 暗渠排水</p> <p>(3) 土層改良</p> <p>(4) 区画整理</p> <p>(5) 農作業道等</p> <p>(6) 農地造成</p> <p>(7) 農用地の保全</p> <p>(8) 営農環境整備支援</p> <p>(9) 管理省力化支援</p> <p>(13) スマート農業導入支援</p> <p>(14) 粗放的農地利用整備</p> <p>【ソフト事業】 (下記事業内容のうち、ハード事業と密接な関係のあるものは併せて一体的に実施できる)</p> <p>(10) 条件改善促進支援</p> <p>(11) 指導</p> <p>(12) 高収益作物導入支援</p> <p>(15) 機構集積推進費</p> <p>(16) 高収益作物導入促進費</p> <p>(17) 高収益作物導入推進費</p>
団体営 ※1 機構集積推進費を活用する場合 ※2 流域治水対策に適用	50 <55>	14 <14> ※1 15 <14> ※2 21 <21>	36 <31> 22.5 <21> 29 <24>	
定額	—	—	—	
				<p>2 定額助成</p> <p>【ハード事業】</p> <p>(1) 区画拡大</p> <p>(2) 暗渠排水</p> <p>(3) 湧水処理</p> <p>(4) 末端畑地かんがい施設</p> <p>(5) 客土</p> <p>(6) 除礫</p> <p>(7) 更新整備</p> <p>(8) 畑作転換工</p> <p>(11) 病虫害対策</p> <p>【ソフト事業】</p> <p>(ハード事業と密接な関係のあるものは併せて一体的に実施できる)</p> <p>(9) 条件改善推進費</p> <p>(10) 高収益作物転換支援</p>

3 農業水路等長寿命化・防災減災事業

事業目的	メニュー	事業主体	採択要件
農業水利施設のきめ細やかな長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や維持管理コスト低減に資する取組、施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組及び事故の防止などリスク管理に資する取組を実施し、もって農業の持続的な発展を図る。	<p>1 長寿命化対策</p> <p>(1)長寿命化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化対策に資する農業用排水施設等の整備 <p>2 防災減災対策</p> <p>(1)自然災害等対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等により被害が発生するおそれのある農業用排水施設等の整備 <p>(2)危機管理対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 <p>(3)ため池防災環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池の防災安全度の向上を図るために行う管理施設等の整備 <p>3 ため池の保全・避難対策</p> <p>(1)ため池の保全・避難対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時の迅速な避難行動や適切な保全管理につなげる対策 <p>4 施設情報整備・共有化対策</p> <p>(1)施設情報整備・共有化対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地理情報システムの情報整備 	県、市町村、土地改良区等	長寿命化・防災減災計画を作成していること。

＜ 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合

事業名等	事業主体	負担区分			事業内容等	
		国	県	地元		
長寿命化対策	県営	更新事業 令和4年度以前採択 50 <55>	29 <29>	21 <16>	<p>(事業の実施要件)</p> <p>1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。</p> <p>2 1に加え、以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。</p> <p>(2) 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。)</p> <p>(3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内(ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内)であること。</p> <p>【県内規】</p> <p>県営</p> <p>(1) 国営関連事業に位置付けられた事業地区、又は県営造成農業水利施設。</p> <p>(2) 国営吉野川北岸2期地区の事業対象外となった国営造成施設。</p> <p>(3) 1地区当たりの受益面積が20ha(中山間地域は10ha)以上。</p> <p>(4) 1地区当たりの総事業費が5,000万円以上。</p> <p>(5) 機能保全対策については、機能保全計画が策定済みの施設。</p> <p>(6) 同一路線での連続しての採択は原則行わない。</p> <p>団体営</p> <p>(1) 原則として、国営事業と一体となる農業水利施設、又は過去に国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。</p> <p>(2) 対象施設を造成した事業地区の受益面積が10ha以上であること。</p> <p>ア 水利施設整備</p> <p>(ア) 農業用排水施設及び附帯する施設の新設、廃止又は変更。</p> <p>(イ) (ア)のうち排水機場、排水樋門、排水路等の排水施設の整備と一体的に行う暗渠排水の変更。</p> <p>(ウ) (ア)と一体的に行う地域用水機能の維持・増進に資する生態系保全施設、地域防災施設又は渇水対策施設の整備。</p> <p>(エ) (ア)と一体的に行う国営土地改良事業の施行に伴い用途廃止すべき農業用排水施設のうち、当該国営事業が完了後も関連事業が完了しない等のため残存しているものの撤去。</p> <p>(オ) (ア)と一体的に行う給水栓、ゲート、分水工等の自動化等の管理省力化のための農業用排水施設の整備、並びに水管理施設、維持管理施設、安全施設等の農業用排水施設に附帯する施設の整備。</p> <p>(カ) (ア)又は保管施設の整備と一体的に行う農業用排水施設のスペア資材の確保。</p> <p>※(カ)においては、以下の全ての条件を満たすスペア資材であること。</p> <p>①市販されていないもの。</p>	
	更新事業 令和5年度以降採択 50 <55>	31 <30>	19 <15>	団体営		50 <55>

長 寿 命 化 対 策	(1)長寿命 化 対 策	団体営	50 <55>	14	36 <31>	<p>②耐用年数1年未満の消耗品でないもの。</p> <p>③農業用排水施設本体を構成する資材であり、施設機能の発揮に不可欠なもの。</p> <p>④突発事故等の復旧に活用されることで、復旧までの期間の短縮が図られ、営農、地域の経済活動及び生活機能への大きな影響の軽減が図られるもの。</p> <p>⑤施設管理者等が策定する業務継続計画等に位置づけられている資材で、同計画等に定める必要数量の範囲内であること。</p> <p>⑥突発事故等の復旧に活用する際に農業用排水施設の機能を確実に回復することができるよう、適切に保管できると認められるもの。</p>
		県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	<p>イ 農道施設整備 機能保全のための農道施設整備。</p> <p>※以下の全ての要件を満たすこと。</p> <p>(ア) 次の条件のいずれかに該当する路線であること。</p> <p>(a) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、ほかに迂回路がないもの。</p> <p>(b) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置付けられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの。</p> <p>(イ) 全幅員がおおむね4メートル以上であること。</p> <p>(ウ) 整備される農道の路線若しくは区間又は機能が都道府県道又は市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること。</p>
		県営又は団体営	定額	—	—	<p>(事業の実施要件)</p> <p>1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。</p> <p>2 1に加え、交付対象事業の事業工期が1か年以内であること。</p> <p>【県内規】</p> <p>・原則として、国営事業と一体となる農業水利施設、又は過去に国庫補助事業によって造成された農業水利施設であること。</p> <p>(事業内容)</p> <p>ア 機能保全計画策定等</p> <p>・「ア 水利施設整備」又は「イ 農道施設整備」と併せて行う、農業用排水施設等に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定(計画策定に必要な機能診断を含む)。</p> <p>イ 実施計画策定</p> <p>・「ア 水利施設整備」又は「イ 農道施設整備」と併せて行う、以下のもの。</p> <p>(ア) 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定。</p> <p>(イ) 管理方法の技術的検討、魚道の整備に係る調査、事業構想の策定等。</p> <p>(ウ) その他地域の水管理上必要となる調査・計画の策定。</p> <p>ウ 水利調査・調整</p> <p>・「ア 水利施設整備」と併せて行う、以下のもの。</p> <p>(ア) 水利使用の見直し、環境用水等の用水の質的向上の支援等。</p> <p>(イ) 関係農家の意向調査、関係機関との調整等の活動。</p> <p>エ 土地利用調整</p> <p>・交換分合、貸借、利用権設定等による田寄せ・畑寄せの調整。</p> <p>オ 耐震性点検・調査</p> <p>・「ア 水利施設整備」と併せて行う、過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する農業用排水施設の耐震性調査。</p>

(1 地区当たりの
上限 1,000 万円)

防災減災対策	(1)自然災害等対策	県営 (ア)及び(イ)	50 <55>	34 <34>	16 <11>	<p>(事業の実施要件)</p> <p>1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。</p> <p>2 1に加え、以下のすべての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。</p> <p>(2) 交付対象事業1地区当たりの受益農業従事者数が、2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。)</p> <p>(3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内(ため池の整備を行う場合は工事工期が原則5か年以内)であること。</p> <p>ア ため池整備 (事業内容)</p> <p>(ア) 豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能の発揮のための整備。</p> <p>(イ) 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修。</p> <p>(ウ) 築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家若しくは公共施設等に被害を及ぼすおそれがある場合に早急に整備に要するため池の新設、変更、新設と併せ行う廃止、ため池の廃止(被災を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次被害を防止するために行う応急対策を含む)、しゅんせつ、附帯施設の整備、下流水路の整備又は管理施設の整備。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>(ア) 防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であること。</p> <p>(イ) 大規模な地震等の発生に伴って決壊その他の事故による被害を生ずるおそれがあるため池等を対象とし、過去に大規模地震が発生したことがある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行うものであること。</p> <p>(ウ) ①ため池のしゅんせつ工事にあっては、貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上であること。</p> <p>②ため池の廃止は、災害発生の防止、安全管理又は水管理の合理化等を図ることを目的とするものに限るものとし、機能を廃止する上で必要最低限の整備等であって、次の要件の全てに該当するもの。</p> <p>(a) 埋立てにより土地造成がなされるときは、当該土地が公共に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。</p> <p>(b) 事業主体は事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者(ため池の所有者又は管理者等)と、次の事項を予め確認していること。</p> <p>①常時及び非常時の見回り方法。</p> <p>②開削部等に異常が確認された場合の対応方法。</p> <p>(c) 従前に農業用水を貯留する施設として利用していたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。</p>
		県営 (ウ)	50 <55>	29 <29>	21 <16>	
		団体営 (ア)及び(イ)	50 <55>	21 <21>	29 <24>	
		団体営 (ウ)	50 <55>	18 <18>	32 <27>	
		県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	<p>イ 湛水防除 (事業内容)</p> <p>(ア) 既存の農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う農業用排水施設の新設又は改修。</p> <p>(イ) 排水施設の一元管理を必要とする地域で、防災体制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修。</p> <p>(ウ) (ア)により整備された農業用排水施設の耐用年数が経過した以後において、その機能低下により再び湛水被害を生ずるおそれのある地域で、これを防止するために行う当該施設の変更。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>(ア) 次の条件のいずれかに該当する地区であること。</p> <p>①排水改良事業実施後、その耐用年数以内に立地条件の変化のため著しく排水不良となった地区。</p> <p>②事業の施行に係る地域において、受益戸数のうち農家戸数以外の戸数が占める割合又は受益面積のうち農地以外の土地の面積が占める割合が5分の1以上である場合で、しばしば湛水被害を受ける地域。</p> <p>③地盤沈下等により湛水被害の著しい地域。</p> <p>④受益面積と流域面積との比が著しく大きく(3倍以上)、負担に耐えないもの。</p> <p>(イ) 以下の全ての条件を満たす地区であること。</p> <p>①排水施設整備工事によって造成された施設を主たる対象とするもの。</p> <p>②施設の一元管理を必要とする地域において実施するもの。</p> <p>③制を強化し、湛水被害の発生を防止するために行う排水管理に必要な施設の新設又は改修を単独で実施するもの。</p>

防災減災対策	(1)自然災害等対策	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	<p>ウ 地盤沈下対策 (事業内容) 地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設の整備又は水源を転換するために行う農業用排水施設の整備及びこれに関連する整備。</p> <p>(事業の実施要件) 当該農業用排水施設における地盤の沈下に起因して生じた機能低下率がおおむね30%以上のものとする。ただし、次のいずれかに該当する整備を実施する場合にあっては、この限りでない。 (ア) 水源を地下水以外のものに転換するために行う農業用排水施設の新設及び変更。 (イ) 地盤沈下対策により整備された農業用排水施設又は地盤沈下対策を目的として実施した事業により整備された農業用排水施設にあって、自然的・社会的状況の変化等による当該施設の機能低下を防止するために行う当該施設の変更。 (ロ) (イ)の地盤沈下対策を目的として実施した事業とは、以下の要件を満たすものとする。 ①地盤の沈下に起因した機能低下に対応又は水源を地下水以外のものに転換するために実施されていたものであること。 ②地下水の採取が法令等により制限されていた地域で実施されていたものであること。 ③国費が投入され、昭和50年以前に着手されていたこと。</p>
		県営	50 <55>	29 <29>	21 <16>	<p>エ 農業用排水施設整備 (事業内容) (ア) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する農業用排水施設の新設、変更又は附帯施設の整備。 (イ) 他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更。 (ロ) 地震による被害が生じた場合に、施設周辺地域への影響が大きい農業用排水施設の耐震改修。</p> <p>(事業の実施要件) (ア) 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備にあっては、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地等に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設で分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。なお、維持管理に係るものは除くものとする。 (イ) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあっては、(ア)にかかわらず、湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であって、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの、あるいはそれらと一連の施設であって、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。 (ロ) 過去に大規模地震が発生したことがある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域で行う事業であること。 (ハ) 農業用排水施設のうち、施設周辺地域への影響が大きい重要な構造物等。</p>
		団体営	50 <55>	18 <18>	32 <27>	
		県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	<p>オ 土砂崩壊防止 (事業内容) 土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う農業用排水施設等の整備及びこれに関連する整備。</p> <p>(事業の実施要件) (ア) 頭首工、樋門、用排水機場及び水路の整備にあっては、流域又は河状の変化、土砂崩壊又は施設の脆弱化等により、周辺の農用地等に被害を与えるおそれのあるもので早急に整備を要するもの及びこれらと一連の施設で分離して施行することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。なお、維持管理に係るものは除くものとする。 (イ) 施設長寿命化計画に基づく機能保全対策を実施する場合にあっては、(ア)にかかわらず、湛水防除等の農地防災を目的とした樋門、排水機場又は水路であって、施設の脆弱化による排水機能の低下により被害が生ずるおそれがあるもの、あるいはそれらと一連の施設であって、分離して機能保全対策を実施することが当該施設の効用上困難又は不適当なものに限る。</p>
		県営	50 <55>	35 <35>	15 <10>	<p>カ 特定農業用管水路等特別対策 (事業内容) (ア) 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用管水路の変更。 (イ) (ア)の農業用排水施設と一体となって機能を発揮する農業用排水施設の変更。 (ロ) 石綿等が使用されている農業用排水施設において行う当該石綿等の</p>
		団体営	50 <55>	18 <18>	32 <27>	

防災減災対策	(1) 自然災害等対策	団体営	50 <55>	18 <18>	32 <27>	除去及びこれと一体的に行う当該農業用排水施設の変更。 (事業の実施要件) (7) 変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のものとする。
		県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	キ 農業用河川工作物応急対策 (事業内容) 農業用河川工作物の整備補強、撤去又は撤去に伴う農業用排水施設の整備。 (事業の実施要件) 事業を実施するにあつては、次のいずれかに該当するものとする。 (7) 工作物の構造が不相当又は不十分のため、前後一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について対策基準により改善措置を必要とするもの及びこれと一連の施設で洪水等からの安全を確保するため、一体としての工事の実施を必要とするもの。 (4) 工作物の本来の機能が失われ、前後の一連の区間に比較してその治水機能が劣っている工作物について洪水等からの安全を確保するため、工作物の撤去等の工事の実施を必要とするもの。
		県営	50 <55>	32 <32>	18 <13>	ク 施設撤去・廃止 (事業内容) アのため池の廃止及びキの農業用河川工作物の撤去を除く用途廃止された農業用排水施設並びに農道の撤去及び廃止。 ・合併浄化槽転換により用途廃止となる農業集落排水施設の撤去。 (事業の実施要件) 以下の全ての要件を満たす農業用排水施設等であること。 (7) 撤去・廃止によって、突発事故等による人命・財産等への影響を軽減できること。 (4) 撤去・廃止によって地区全体の将来的な維持管理コストを削減できること。 以下の全ての要件を満たす農業集落排水施設であること。 (7) 都道府県が策定する広域化・共同化計画等において、撤去を行う農業集落排水施設の再編方針が定められていること。 (4) 「広域化・共同化計画策定マニュアル」等に基づき、合併浄化槽への転換等による維持管理費削減効果等が算定されており、当該施設を撤去する必要性が明確であること。 (4) 撤去によって、突発事故等による人命・財産等への影響を防止できるものであり、以下①、②のいずれかの要件に該当すること。 ①施設周辺に主要道路や鉄道があり、施設の損壊、機能停止等が発生した際、人命・財産等への影響が大きいもの。 ②地域防災計画によって避難路等に指定されている道路に埋設されているなどにより、施設の損壊、機能停止等が発生した際、避難・救護活動への影響が大きいもの。
		団体営	50 <55>	21 <21>	29 <24>	
		県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	ケ 水質保全対策 (事業内容) 水質保全等を目的とした農業用排水施設及び水質保全施設の整備で要領別表2-1に掲げるもの。 (別表2-1 抜粋) 4 農村環境水質保全整備(単独浄化槽転換整備) 【令和9年度まで】 特定既存単独浄化槽を撤去し、農業集落排水施設に接続するために必要な以下の整備。 ①末端受益1戸までの本体管路及び公共ますの整備。 ②特定既存単独浄化槽の撤去、接続管路の整備。
			50 <55>	未定	未定	コ 利活用保全 (事業内容) 農業用排水施設の利活用保全のために必要な生態系保全施設、地域防災施設、濁水対策施設の整備。 (事業の実施要件) 要領別表2の対策種類の(1)の交付対象事業の欄に掲げるアからオまでと併せ行うもの又は過去に実施したものを対象とする。
	50 <55>	未定	未定	サ 農道施設整備 (事業内容) 農道施設の耐震化対策及び防災上の観点から行う危険箇所等の整備。		

防災減災対策	(1) 自然災害等対策	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	(事業の実施要件) 以下の全ての要件を満たすこと。 (7) 次のいずれかの要件に該当する路線であること。 (a) 災害発生後に点検が必要な農業用ダム、防災重点農業用ため池等の農業用施設その他公共施設に到達するための農道で、他に迂回路がないもの。 (b) 地域防災計画に位置付けられた、避難路、迂回路、緊急輸送道路等の防災上重要な経路を構成するもの。 (i) 全幅員がおおむね4メートル以上であること。 (9) 整備される農道の路線等が都道府県道又は市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものであること。
			定額	—	—	(事業の実施要件) 1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。 2 1に加え、交付対象事業の事業工期が1か年以内であること。 3 (1) 自然災害等対策のア～サ及び(3)ため池防災環境整備のイのうち1以上と併せて行うもの。 ただし、要領別表2の対策種類の欄の(1)の交付対象事業の欄に掲げるセのうち防災重点農業用ため池の耐震性点検・調査については、この限りではない。 (事業内容) シ 機能保全計画策定等 農業用排水施設等に関する機能保全計画又は施設長寿命化計画の策定(計画の策定に必要な機能診断を含む)。 ス 実施計画策定 施設の整備に係る地域の諸条件等の調査及び実施計画の策定。 セ 耐震性点検・調査 過去に大規模地震が発生したことのある地域又は今後大規模地震が発生するおそれの高い地域において実施する農業用排水施設の耐震性調査。
	(1 地区当たりの上限 1,000 万円。ただし、スでため池の場合、上限 3,000 万円)					
(2) 危機管理対策	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	(事業の実施要件) 1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。 2 1に加え、以下のすべての要件を満たすこと。 (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。 (2) 交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること(ただし、施設の廃止や撤去を行う場合は除く。) (3) 交付対象事業1地区当たりの事業工期が原則3か年以内であること。 (事業内容) (7) 農業用排水施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備。 (i) 農業用排水施設における危機管理向上施設の整備。	
(3) ため池防災環境整備	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	ア 緊急的な防災対策 (事業内容) ため池の防災機能を確保するために必要な、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。 (事業の実施要件) 防災重点農業用ため池を対象とする。	

防災減災対策	(3)ため池 防災環境 整備	県営又は団体営	定額	—	—	<p>イ 地域防災上のリスク除去 (事業内容) ため池を廃止するための堤体の撤去、貯水池の埋立て、護岸、下流水路等の整備（被災を契機に廃止することとなったため池の堤体の開削など二次被害を防止するために行う応急対策を含む）。</p> <p>(事業の実施要件) 以下のすべての条件を満たす地区であること。 (ア)防災重点農業用ため池であって、想定被害額(農外)が 500 万円以上のもの。 (イ)廃止に伴い水路等の施設整備を伴うもの。 (ロ)埋立てによる廃止の場合は、開削（附帯施設の整備等を含む。）によるものより経済的であって、かつ、造成される土地が公共の用に供されるものであること。ただし、堤体の掘削により生じる発生土のみで埋立てる場合を除く。 (ハ)事業実施主体は、事業実施に先立ち、廃止後の維持管理を行う者（ため池の所有者又は管理者等）と、次の事項を予め確認していること。 ①常時及び非常時の見回り方法。 ②開削部等に異常が確認された場合の対応方法。 (ニ)従前に農業用水を貯留する施設として利用されていたものであって、かつ、他の用途に使用していないものであること。</p>
				(1 箇所当たりの助成額は、堤高に応じて 1,000～3,000 万円を上限)ただし、地方農政局等が確認し、特に必要と認める場合は、上限額の引き上げあり)		
			定額	—	—	<p>ウ ハード整備の着手促進 (事業内容) 防災重点農業用ため池における、ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施。なお、所有者を確定するための申立てとは、不在者財産管理人の選任の申立て、土地の権利者が死亡している場合の相続財産管理人の選定の申立て等をいう。</p>
(4)流域 治水対策	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	<p>ア 農業用排水施設整備 (事業内容) 流域治水対策のための農業用排水施設の新設、変更。</p> <p>(事業の実施要件) 流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設又はこの施設と一体的に効用を発揮する施設。</p>	
		50 <55>	未定	未定	<p>イ 危機管理システム等整備 (事業内容) 流域治水対策のための水位計等の観測設備の設置、遠隔監視システム等の新設、変更。</p> <p>(事業の実施要件) 流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の機能発揮に必要な施設。</p>	
		50 <55>	未定	未定	<p>ウ 附帯安全施設整備 (事業内容) 流域治水対策のための防護柵、避雷針等の附帯施設の新設、変更。</p> <p>(事業の実施要件) 流域治水プロジェクト等に位置づけられた施設の操作に必要な附帯施設。</p>	

防災減災対策			定額 (1 地区当りの上限 1,000 万円)			エ 管理体制強化対策点検・調査 (事業内容) 流域治水対策のための施設の操作規程や操作マニュアルの策定又は豪雨による流入予測等の調査、上記アからウまでに係る調査及び実施計画の策定。 (事業の実施要件) 要領別表 2 の対策種類の (4) の交付対象事業の欄に掲げるアからウまでのうち 1 以上と併せて行うもの。
ため池の保全・避難対策	ため池の保全・避難対策	県営又は団体営	50 ただし令和 12 年度までは定額	—	—	(事業の実施要件) 以下のすべての要件を満たすこと。 1 長寿命化・防災減災計画を作成していること。 2 交付対象事業 1 地区当たりの事業工期が 1 か年以内であること。 ア ハザードマップ作成 (事業内容) 防災重点農業用ため池に係るハザードマップの作成及び作成のために必要な調査、試験、測量等であって、次に掲げる事項に努めること。 (ア)ハザードマップを作成した場合は、当該ハザードマップを図面、ホームページ、看板等により、関係住民等に速やかに周知すること。 (イ)ハザードマップ作成に当たっては、ワークショップの開催等により関係住民等との意見交換を行うこと。 イ 監視・管理体制の強化 (事業内容) 防災重点農業用ため池において実施する、 (ア)地域住民の参加による活動を通じたため池保全に対する地域の防災意識の醸成に必要な監視・管理に必要な技術習得に資する研修の開催、地域住民を含めた管理体制の構築に資する活動等。 (イ)地域(市町村単位)又は県単位を対象とした、ため池の監視体制計画に基づき、ため池の現地パトロールやため池管理者等への技術的な指導など監視・保全管理に資する活動。 (1 地区当たりの助成額の上限) (ア)500 万円 (イ)1,000 万円(定額の場合)、2,000 万円(定率:50%の場合) ウ 減災対策の実施 (事業内容) 防災重点農業用ため池において実施する、地域における減災の意識を醸成するために必要なハザードマップを活用した防災訓練等。 (1 地区当たりの助成額の上限) 500 万円
施設情報整備・共有化対策	施設情報整備・共有化対策	県営	50	未定	未定	(事業の実施要件) 長寿命化・防災減災計画を作成していること。 (交付対象事業) 農業水利施設情報等の地理情報システム化
		団体営	50	—	50	(事業内容) 地域計画が策定されている地域又は策定に向けて取り組む地域の農地を受益農地とする農業水利施設等の施設諸元情報、受益農地情報及び背景地図の地理情報システムへの搭載。

4 畑作等促進整備事業

◇ 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合

事業目的	事業主体	負担区分			事業内容等
		国	県	地元	
畑作物・園芸作物の生産拡大等を推進するため、水田の畑地化や畑地かんがい施設等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援し、農業競争力及び食料安全保障の強化を目的とする。	(一般型) 県営	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	(事業内容) 1 定額助成 ・ハード事業 (1)ほ場の区画拡大 (2)暗渠排水 (3)湧水処理 (4)末端畑地かんがい施設 (5)土層改良 (6)更新整備 (7)畑作転換工 ・ソフト事業 (8)条件改善推進費 (9)高収益作物転換推進費 (10)新植・改植支援 (11)幼木管理支援 (12)経営継続発展支援 (13)園芸作物モデル産地形成支援 (14)産地形成支援事業 2 定率助成 ・ハード事業 (1)農業用排水施設 (2)暗渠排水 (3)土層改良 (4)区画整理 (5)農作業道等 (6)農地造成 (7)農用地の保全 (8)宮農環境整備支援 (9)スマート農業導入支援 (10)小規模園地整備 (11)粗放的農地利用整備 (12)管理省力化支援 ・ソフト事業 (13)品質向上支援 (14)条件改善促進支援 (15)高収益作物導入支援 (16)高付加価値農業施設支援 (17)機械作業体系導入支援 (18)労働生産性向上技術導入支援 (19)指導 ※交付率 定額(上限単価については、農村振興局長が別に定めるところによる) 定率(1/2以内。ただし、五法等指定地域及び指定棚田地域においては55%以内。) (採択要件) 1 本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。 (1) 畑作等促進整備計画を作成していること。 (2) 1地区当たりの事業費(上述のハード事業に係る事業費をいう。)の合計が200万円以上となること。 (3) 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。 (4) 事業実施後は受益地内の全ての農地で水稻以外の作物を作付けすること。 【県内規】 ・県営事業の場合、受益面積が20ha以上(中山間地は10ha以上)。 ・定額は1の(14)のみ。
	市町村、土地改良区、土地改良区連合又は農業法人等	50 <55>	14 <14>	36 <31>	
	(推進費活用型) 県営	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	
市町村、土地改良区、土地改良区連合又は農業法人等	50 <55>	15 <14>	35 <31>		

5 土地改良施設突発事故復旧・防止事業

〈内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合〉

事業目的	メニュー	事業主体	負担区分			事業内容等
			国	県	地元	
土地改良事業等によって造成された施設について、突発的な事故により機能が低下又は喪失が生じた場合における機能回復を行うとともに、事故の未然防止を図ることにより、農業被害を始めとする地域への被害を防止し、農業者の経営安定に資する。	突発事故復旧事業	県営	50 <55>	32 <32>	18 <13>	<p>(事業内容)</p> <p>1 突発事故復旧事業 土地改良施設において突発事故被害が発生し、機能が低下又は喪失した場合に行う次の各号に掲げるものとする。</p> <p>(1) 現地仮復旧 安全を確保するために行う措置又は暫定的な機能確保の措置。</p> <p>(2) 機能回復を行う復旧工事 施設を原形に復旧するため又は従前の効用を回復するために行う措置。</p> <p>(3) 緊急応急工事 前二項に掲げるもののうち、地方農政局長が緊急に施行する必要があると認める応急工事であって、農村振興局長が別に定めるもの。</p> <p>【農村振興局長が別に定めるもの】</p> <p>1 突発事故の発生により農地を含む地域が浸水し、湛水面積が30ha以上、又は湛水量が30万㎡以上であって自然排水を待つときは、復旧工事の施行又は農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合における排水工事及び堤防切開（埋めどしを含む。）工事。</p> <p>2 土地改良施設に突発事故が生じ、次期出水等により、当該被災施設、当該被災施設に隣接する一連の施設又は当該施設被災箇所背後農地等に甚大な被害を与えるおそれが大きいため早急に施行しなければならない場合における増破防止工事又は仮締切工事。</p> <p>3 土地改良施設に突発事故が生じ、本復旧を待つときの、農作物の生産又は地域住民の生活等に重大な支障を及ぼす場合におけるかんがい排水のための仮工事。ただし、揚水機の運転労務費を除く。</p> <p>4 特に重要な農道又は橋梁（有効幅員が250cm以上のものに限る。）に突発事故が生じ、交通上著しい支障を及ぼし、これらの復旧に長時間を要し、かつ、適当な回路（う回距離がおおむね2km程度）がないため早急に施行しなければならない仮道工事、仮棧道又は仮橋工事であって、次の各号のいずれかに該当する場合において施行するもの。</p> <p>(1) 農産物の生産又は搬出に重大な支障があるために施行しなければならない場合。</p> <p>(2) 奥地住民の唯一の交通路であり、民生安定上必要があるため緊急に施行しなければならない場合。</p> <p>5 前各号に掲げるもののほか、要綱第8の規定による事業費の決定前に施行した工事のうち、地方農政局長等が復旧工事の全部又は一部とすることが適当と認めるもの。</p> <p>(4) 類似被害防止事故 (1) から (3) により復旧する当該突発事故被害と類似の被害を防止するための措置。</p> <p>2 事故防止事業 老朽化したこと又は地盤の沈下、市街化の進展その他の周辺地域の自然的社会的条件の変化等に起因して脆弱化したことにより決壊その他の事故による被害が生ずるおそれがある場合に行う当該事故の未然防止を図るための措置。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 事業の対象となる施設は、法第2条第2項第1号に規定する土地改良施設とする。ただし、突発事故により直接的に農業生産や営農活動に影響が生じない施設の復旧又は事故の防止として農村振興局長が別に定めるものは、対象としない。</p> <p>【農村振興局長が別に定めるもの】</p> <p>(1) 有効幅員120cm未満の農業用道路又は農業用道路の路面若しくは側溝のみに係る復旧。</p> <p>(2) 車馬の交通に著しい妨げのない道路上の崩土の堆積（幅員のうち車馬の交通の可能な部分が120cm以上残されたものをいう。）のみに係る復旧。</p> <p>(3) 溪流又は山腹において直高150cm未満の石垣又は板柵類のみに係る復旧。</p> <p>(4) 森林植生のみに係る復旧。</p> <p>(5) 小水力、太陽光等再生可能エネルギーを活用した発電施設に係る復旧。</p>
		団体営	50 <55>	25 <25>	25 <20>	
	事故防止事業	県営	50 <55>	未定	未定	
		団体営	50 <55>	未定	未定	

事故防止 事業	団体 営	50 <55>	未定	未定	<p>2 本事業の実施に当たっては、次に掲げるすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 事業実施により復旧又は事故が防止される土地改良施設の末端支配面積(当該施設の利益を受ける農用地の面積をいう。)がおおむね 20ha 以上のものであること。ただし、中山間地域(地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域であって、農村振興局長が別に定める地域。)にあっては、おおむね 10ha 以上のものであること。</p> <p>(2) 復旧に要する事業費が 1 箇所当たり 200 万円以上となるものであること。</p> <p>(3) 適切に保全管理されている土地改良施設として次に掲げるすべての要件を満たすこと(ただし、竣工後 10 年を経過しない施設等を除く)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・維持管理事業計画等に基づいた管理がなされていること。 ・機能保全計画等を定めた上で、計画に基づいた対策や施設監視を適切に行っていること。
------------	---------	------------	----	----	--

6 農村地域防災減災事業

事業目的	メニュー	事業主体	採択要件
農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することにより、農業生産の維持、農業経営の安定及び地域住民の暮らしの安全の確保を図り、もって災害に強い農村づくりを推進する。	I 調査計画事業 (1) 調査計画事業 II 整備事業 (1) 用排水施設等整備 (2) 災害管理施設等整備 III 体制整備事業 (1) ため池緊急防災環境整備事業 (2) ため池群管理体制整備事業	県、市町村、土地改良区等	1 I から III に掲げる事業について農村振興局長が別に定める要件を満たしていること。 2 「II 整備事業」又は「III 体制整備事業」にあつては、「農村地域防災減災総合計画」又は「農村地域防災減災推進計画」に位置付けられた事業であること。

◇ 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合
 【】内はH16以前採択で継続の場合

事業名	事業主体	負担区分			事業内容等
		国	県	地元	
調査計画事業	県営又は団体営	50	未定	未定	1 農村地域防災減災総合計画策定及び安全度評価の事業 防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定、地域排水機能強化計画、ため池緊急防災対策情報整備又は整備事業、体制整備事業を行う見込みがあること。 2 防災情報管理システム整備計画策定、地域危機管理整備計画策定の事業 災害の発生するおそれが高く、又は周辺への影響が著しく大きい農業施設等又は同一市町村又は関連する流域の地域において農業施設等が被災した際に下流等に及ぼす被害面積の合計がおおむね10ha(災害防除対策推進地域等にあつてはおおむね5ha以上)以上。 3 地域排水機能強化計画策定 次に掲げる要件に該当するもの。 ・豪雨により農用地や農業用施設等が被害を受けることが予想される地域又はこの被害を原因として農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地域。 ・既存の土地改良施設を活用した整備により、効果が発現することが見込まれる。 4 ため池緊急防災対策情報整備 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく地域防災計画に位置付けられているため池については、原則としてその対象とするものとし、事業の成果が地域防災計画に反映されるよう配慮するものとする。また、計画的に防災対策を推進するため、この事業により整備されるため池に係る諸元等の詳細情報について、変更、追加又は削除等の必要が生じた場合には所要の更新が行われるよう、事業実施主体は情報の管理体制を整備するものとする。
				(ただし、二次災害が予想される地区におけるため池緊急防災対策情報整備に係る調査計画事業であつて、令和12年度までに採択する場合にあつては定額補助) ※「二次災害が予想される地区」とは、豪雨、地震、社会的要因等により当該地区の農用地や農業用施設等が被害を受けた場合に、この被害を原因として、農用地、住宅、公共施設等に被害を及ぼすことが予想される地区をいう。	

整備事業・用排水施設等整備	防災ダム整備事業	県営又は団体営	55	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>1 防災ダム整備事業 洪水調節用のダム(余水吐その他の附帯施設を含む。)の新設又は改修及び併せ行う関連整備。</p> <p>2 実施計画策定等 (1) 実施計画策定 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。 (2) 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するものとする。 (3) 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するものとする。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 防災受益面積がおおむね100ha以上。</p> <p>2 台風常襲地帯(台風常襲地帯における災害の防除に関する特別措置法(昭和33年法律第7号)第3条第1項の規定に基づき指定された地域をいう)、豪雪地帯(豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第1項の規定に基づき指定された地域をいう)、又は振興山村(山村振興法(昭和40年法律第64号)第7条第1項の規定に基づき指定された地域をいう)であって、次の要件のすべてに該当する地域において行うものの防災受益面積については、おおむね70ha以上。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の第5条第1項の規定に基づき定められた地域であって、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域であること。 ・将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。 <p>3 農業以外の事業効果が見込まれる場合には、当該効果が全体の事業効果の50%未満のものに限る。</p>	
	ため池整備事業(大規模)	県営	地震・豪雨対策型	55	34	11	<p>防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 防災受益面積がおおむね70ha以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ha以上のもの。</p> <p>イ 防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額(農外)が3億円以上のもの。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあつては、防災重点農業用ため池であつて、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>
		団体営		55	19	26	
	県営	一般整備型	55	28	17	<p>次のいずれかに該当するもの。(ため池の廃止に係るものを除く。)</p> <p>1 受益面積がおおむね100ha以上のもの。</p> <p>2 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの。 ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの。</p> <p>3 中山間地域において行うものにあつては次に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね70ha以上のもの。 ・総事業費がおおむね3,000万円以上のもの。 <p>大規模事業の対象とする施設は、上記のほか、次に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 堤高がおおむね10m以上又は貯水量がおおむね10万m³(中山間地域にあつては、おおむね5万m³)以上のもの。</p> <p>(2) 想定被害額がおおむね1億円以上で、かつ、農業関係(農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等)以外の被害額が5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの(中山間地域にあつては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの)。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあつては、防災重点農業用ため池であつて、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>	

整備事業・用排水施設等整備	ため池整備事業 (大規模)	県営	ため池群整備 工事	55	34	11	<p>1 防災重点農業用ため池を含むもの。</p> <p>2 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもので、かつ事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池間の農業用水の調整により洪水調整機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。 ・ため池からの流出水量の調整により、洪水調整機能が向上するもの ・決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 <p>3 受益面積の合計がおおむね80ha以上。</p> <p>4 防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額（農外）の合計が10億円以上。</p> <p>5 特例地域において行うものにあつては、ため池の防災受益面積の合計がおおむね140ha以上又は想定被害面積（農外）の合計が7億円以上。</p> <p>6 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあつては、防災重点農業用ため池であつて、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>
	ため池整備事業 (小規模)	県営	地震・豪雨 対策型	50 <55>	34 <34>	16 <11>	<p>1 防災重点農業用ため池又は、施設が決壊した場合に農用地に被害を与えるため池であつて次に該当するもの。</p> <p>ア 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であつて、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの。</p> <p>イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの。</p> <p>2 第1次国土強靱化実施中期計画（令和7年6月6日閣議決定）におけるため池に関する防災・減災対策（以下「ため池防災・減災対策」という。）として、実施する場合にあつては、1の規定にかかわらず、次に該当するもの。</p> <p>ア 防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上のもの。</p> <p>イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあつては、防災重点農業用ため池であつて、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>
		団体営		50 <55>	21 <21>	29 <24>	
		県営	一般整備型 (防災受益面積 40ha以上)	50 <55>	33 <33>	17 <12>	<p>1 次に該当するもの。（ため池の廃止に係るものを除く。）</p> <p>ア 受益面積がおおむね2ha以上のもの。</p> <p>イ 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの。</p> <p>ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであつて、総事業費がおおむね3,500万円以上のもの。</p> <p>2 ため池防災・減災対策として、実施する場合（ため池の廃止に係るものを除く。）にあつては、1の規定にかかわらず、総事業費がおおむね800万円以上のもの。</p>
		団体営		50 <55>	未定	未定	
		県営	一般整備型 (防災受益面積 40ha未満)	50 <55>	29 <29>	21 <16>	<p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあつては、防災重点農業用ため池であつて、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>
		団体営		50 <55>	未定	未定	
		県営	ため池群整備 工事	50 <55>	34 <34>	16 <11>	<p>1 防災重点農業用ため池を含むもの。</p> <p>2 一体的に整備する必要があるもので、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2つ以上のため池。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池間の農業用水の調整により洪水調整機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。 ・流出水量の調整により、洪水調整機能が向上するもの。 ・決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 <p>3 受益面積の合計がおおむね10ha以上。</p> <p>4 防災受益面積の合計がおおむね20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が1億円以上。</p> <p>5 特例地域において行うものは、防災受益面積の合計が14ha以上又は想定被害面積（農外）の合計が7,000万円以上。</p> <p>6 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ</p>
団体営		50 <55>		未定	未定		

整備事業・用排水施設等整備	ため池整備事業 (小規模)	団体営	ため池群整備工事	50 <55>	未定	未定	え盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。
	ため池整備事業	県営	一般整備型	50 <55>	未定	未定	新設と併せ行うため池の廃止 1 廃止するため池の貯水量の合計が1,000m3以上。 2 総事業費の合計がおおむね800万円以上。
		団体営		50 <55>	18 <18>	32 <27>	
		県営	長寿命化型	50 <55>	29 <29>	21 <16>	1 施設長寿命化計画が策定されており、かつ受益面積がおおむね2ha以上のもの。 2 ため池防災・減災対策として実施する場合にあっては、1の規定にかかわらず、施設長寿命化計画等が策定されているもの。 ※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。
		団体営		50 <55>	18 <18>	32 <27>	
県営又は団体営	実施計画策定等	50	未定	未定	1 実施計画策定 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するものとする。 3 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するものとする。 4 ため池群調査計画策定 ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、農用地災害防止ため池整備計画を策定するものとする。 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画事業であって、令和12年度までに採択する場合には定額補助)		
用排水施設等整備事業 (大規模)	県営	湛水防除事業	55	32.5	12.5	排水施設整備対策工事 ア 排水施設整備工事 1 受益面積がおおむね400ha以上。 2 総事業費がおおむね5億円以上。 イ 排水管理施設整備工事 受益面積がおおむね1,000ha以上。 ウ 湛水防除施設改修工事 1 受益面積がおおむね400ha以上。 2 総事業費がおおむね5億円以上。 クリーク防災機能保全対策工事 受益面積がおおむね100ha以上。	
		地盤沈下対策事業	55※ 【55】	34 【39】	11 【6】	受益面積がおおむね400ha以上。 ※ただし、国費55%は都道府県が工事費の34/100を負担する場合に限る。	
		用排水施設整備事業	55	25	20	築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用施設の新設及びこれらの付帯施設の整備。 1. 受益面積がおおむね400ha以上（中山間地域において行うものにあつては、200ha以上）。 2. 総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域において行うもの又はため池整備事業のため池整備工事と併せ行うものにあつては、3,000万円以上）。 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更。 1 受益面積がおおむね400ha以上（中山間地域において行うものにあつては、200ha以上）。 2 総事業費がおおむね8,000万円以上（中山間地域において行うもの又はため池整備事業のため池整備工事と併せ行うものにあつては、3,000万円以上）。 土砂崩壊防止工事及びこれらに関連する整備。 ・土砂崩壊防止工事 1 防災受益面積がおおむね5ha以上。 2 離島で行うものにあつては、総事業費がおおむね800万円以上。	

整備事業・用排水施設等整備	用排水施設等整備事業(大規模)	県営	用排水施設整備事業	55	25	20	湖岸堤防工事 ・防災受益面積がおおむね20ha以上。 本事業を実施する場合は、調査計画事業の安全度評価又はこれに準ずる調査において必要と認められるもの。
		団体営	湛水防除事業	55	未定	未定	排水施設整備対策工事 ア 排水施設整備工事 1 受益面積がおおむね400ha以上。 2 総事業費がおおむね5億円以上。 イ 排水管理施設整備工事 1 受益面積がおおむね1,000ha以上。 ウ 湛水防除施設改修工事 1 受益面積がおおむね400ha以上。 2 総事業費がおおむね5億円以上。
			用排水施設整備事業	55	未定	未定	築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用施設の新設及びこれらの付帯施設の整備。 1 受益面積がおおむね200ha以上(中山間地域において行うものにあつては、100ha以上)。 2 総事業費がおおむね8,000万円以上(中山間地域において行うものあつては、3,000万円以上)。 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更。 1 受益面積がおおむね200ha以上(中山間地域において行うものにあつては、100ha以上)。 2 総事業費がおおむね8,000万円以上(中山間地域において行うものあつては、3,000万円以上)。 水抜工及びこれらに関連する整備 1 防災受益面積がおおむね200ha以上。 2 総事業費がおおむね8,000万円以上。 湖岸堤防工事 1 防災受益面積がおおむね200ha以上。 2 総事業費がおおむね8,000万円以上。 本事業を実施する場合は、調査計画事業の安全度評価又はこれに準ずる調査において必要と認められるもの。
	用排水施設等整備事業(小規模)	県営	湛水防除事業	50 <55>	35 <未定>	15 <未定>	排水施設整備対策工事 ア 排水施設整備工事 1 受益面積がおおむね30ha以上。(畑に係るものにあつては20ha以上) 2 総事業費がおおむね5,000万円以上。 イ 排水管理施設整備工事 受益面積がおおむね100ha以上。 ウ 湛水防除施設改修工事 1 受益面積がおおむね30ha以上。(畑に係るものにあつては20ha以上) 2 総事業費がおおむね5,000万円以上。 クリーク防災機能保全対策工事 受益面積がおおむね20ha以上。
			地盤沈下対策事業	50 <55>	39 <未定>	11 <未定>	受益面積がおおむね20ha以上。
			用排水施設整備事業	50 <55>	29 <29>	21 <16>	築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用施設の新設及びこれらの付帯施設の整備。 1 受益面積がおおむね20ha以上(中山間地域において行うものにあつては、10ha以上)。 2 総事業費がおおむね800万円以上。 流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更。 1 受益面積がおおむね20ha以上(中山間地域において行うものにあつては、10ha以上)。 2 総事業費がおおむね800万円以上。

整備事業・用排水施設等整備	用排水施設等整備事業(小規模)	県営	用排水施設整備事業	50 <55>	29 <29>	21 <16>	<p>土砂崩壊防止工事及びこれらに関連する整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂崩壊防止工事 1 防災受益面積がおおむね 5ha以上。 2 離島で行うものにあつては、総事業費がおおむね 800 万円以上。 <p>湖岸堤防工事</p> <ul style="list-style-type: none"> 防災受益面積がおおむね 20ha以上。 <p>水抜工</p> <ul style="list-style-type: none"> 受益面積が 10ha以上。 <p>本事業を実施する場合は、調査計画事業の安全度評価又はこれに準ずる調査において必要と認められるもの。</p>
		団体営	湛水防除事業	50 <55>	未定	未定	<p>排水施設整備対策工事</p> <p>ア 排水施設整備工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 受益面積がおおむね 30ha以上。 総事業費がおおむね 5,000 万円以上。 <p>イ 排水管理施設整備工事</p> <p>受益面積がおおむね 100ha以上。</p> <p>ウ 湛水防除施設改修工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 受益面積がおおむね 30ha以上。 総事業費がおおむね 5,000 万円以上。
			用排水施設整備事業	50 <55>	18 <18>	32 <27>	<p>築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用施設の新設及びこれらの付帯施設の整備。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受益面積がおおむね 20ha以上（中山間地域において行うものにあつては、10ha以上）。 総事業費がおおむね 800 万円以上。 <p>流域開発等による流出量の増加、流出形態の変化等の他動的要因に起因する溢水被害等の発生を防止するために緊急に行う農業用排水施設の新設又は変更。</p> <ol style="list-style-type: none"> 受益面積がおおむね 20ha以上（中山間地域において行うものにあつては、10ha以上）。 総事業費がおおむね 800 万円以上。 <p>水抜工及びこれらに関連する整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 防災受益面積がおおむね 20ha以上。 総事業費がおおむね 800 万円以上。 <p>湖岸堤防工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 防災受益面積がおおむね 20ha以上。 総事業費がおおむね 800 万円以上。 <p>本事業を実施する場合は、調査計画事業の安全度評価又はこれに準ずる調査において必要と認められるもの。</p>
		県営及び団体営	実施計画策定等	50	未定	未定	<ol style="list-style-type: none"> 実施計画策定 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するものとする。 施設長寿命化計画策定 機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するものとする。

(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画事業であつて、令和12年度までに採択する場合にあつては定額補助)

整備事業・用排水施設等整備	農地保全整備事業		県営	50	未定	未定	急傾斜地帯（土地の平均傾斜度が15度以上の地域をいう。）若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯（侵食を受けやすい性状の土地地帯をいう。）における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は防風施設の整備（以下「本工事」）。 ・受益面積がおおむね50ha(畑地等)にあっては、おおむね20ha)以上。		
				50(45)	未定(未定)	未定(未定)	本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる工事（以下「関連工事」）。 ・それぞれの受益面積がおおむね5ha以上 負担区分の（ ）書きは土地の平均傾斜度が15度未満の場合。 ただし、農村地域整備工事にあっては国費50/100。		
				「45」 《50》	「未定」 《未定》	「未定」 《未定》	特殊農地保全整備工事(受益面積がおおむね40ha(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づいて行うもの)にあっては、おおむね20ha)以上の本工事及び関連工事と併せ行う場合に限る)にあっては、次の基準による。 ア ほ場整備 ・受益面積がおおむね30ha(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づき行うもの)にあっては、おおむね20ha)以上。 イ 畑地かんがい ・受益面積がおおむね50ha(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づき行うもの)にあっては、おおむね20ha)以上。 ウ 農地開発 ・造成農用地面積がおおむね30ha(農地保全地域高付加価値農業推進計画に基づき行うもの)にあっては、おおむね20ha)以上。 負担区分の「 」書きは、ほ場整備。 負担区分の《 》書きは、畑地かんがい及び農地開発。		
				50	未定	未定	農地機能保全対策工事 ・受益面積がおおむね20ha以上。		
				50	未定	未定	国土保全機能持続対策工事		
				50	未定	未定	特殊自然災害対策工事		
				団体営		50	未定	未定	排水施設等の新設若しくは改修又は防風施設の整備（以下「本工事」） ・それぞれの受益面積がおおむね10ha以上。
	45	未定	未定			本工事と併せ行うことが技術的経済的に適当と認められる工事（以下「関連工事」）（農村地域防災対策施設整備工事は除く）。 ・受益面積の要件は設けない。			
	50	未定	未定			排除工事 ・それぞれの受益面積がおおむね10ha以上。			
	50	未定	未定			国土保全機能持続対策工事			
	50	未定	未定			特殊自然災害対策工事			
	地域防災機能増進事業		県営又は団体営	土地改良施設豪雨対策事業	50<55>	未定	未定	地域排水機能強化計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するものとする。 1 総事業費の合計がおおむね800万円以上のもの。 2 防災受益面積の合計がおおむね30ha以上のもの。（畑に係るものにあつては20ha以上）	
					県営	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	37
			小規模	50<55>	32<32>		18<13>	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費がおおむね800万円以上のもの。 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。	

整備事業・用排水施設等整備	地域防災機能増進事業	団体営	土地改良施設耐震対策事業	大規模	55	19	26	耐震改修と一体不可分な範囲で補修又は更新を行う場合は、以下の要件をすべて満たすものとする。 ア 耐震改修に係る事業費が総事業費の1/2以上であること。 イ 耐震改修と一体不可分な範囲において老朽化等による機能低下がみられること。 ウ 補修又は更新を行う施設が、施設長寿命化計画に位置づけられていること。
				小規模	50 <55>	21 <21>	29 <24>	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費がおおむね800万円以上のもの。 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。
		県営又は団体営	農道防災対策工事	小規模	50 <55>	32 <32>	18 <13>	耐震化対策整備計画が策定されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費がおおむね800万円以上のもの。 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。
				小規模	50 <55>	未定	未定	防災対策の必要性が整理されており、かつ、次のいずれかに該当するもの。 1 総事業費がおおむね800万円以上のもの。 2 防災受益面積がおおむね30ha以上のもの。 耐震化対策を行うものにあつては、耐震化対策整備計画が策定されているもの。
			実施計画策定等	50	未定	未定	1 実施計画策定 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。 2 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するものとする。 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画事業であつて、令和12年度までに採択する場合にあつては定額補助)	
	特定農業用管水路等特別対策事業	県営		50 <55>	35 <35>	15 <10>	石綿等が使用されている農業用管水路の撤去(撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む)及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更。 上記の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更。 1 受益面積がおおむね20ha以上。 2 変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上。 石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更。 ・受益面積がおおむね20ha以上。	
			団体営	50 <55>	18 <18>	32 <27>	石綿等が使用されている農業用管水路の撤去(撤去することが著しく困難又は不適当な場合において行う当該石綿等の劣化又は飛散の防止措置を含む)及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更。 上記の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更。 1 受益面積がおおむね10ha以上。 2 変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上。 石綿等が使用されている土地改良施設(農業用管水路を除く)において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行う当該土地改良施設の変更 ・受益面積がおおむね10ha以上。	
	農業用河川工作物等応急対策事業(大規模)	県営	農業用河川工作物応急対策事業	55	37	8	農業用河川工作物(頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。)の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備(以下「整備補強等」という。)	

整備事業・用排水施設等整備	農業用河川工作物等応急対策事業(大規模)	県営	農業用河川工作物応急対策事業	55	37	8	1. 総事業費がおおむね 10,000 万円以上。 2. 工作物の撤去に伴う代替水源の整備 工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの
	農業用河川工作物等応急対策事業(小規模)	県営	農業用河川工作物応急対策事業	50 <55>	32 <32>	18 <13>	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下「整備補強等」という。） 1. 総事業費がおおむね 800 万円以上 5,000 万円未満。 2. 工作物の撤去に伴う代替水源の整備 工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの
				50 <55>	42 <42>	8 <3>	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下「整備補強等」という。） 1. 総事業費がおおむね 5,000 万円以上 10,000 万円未満。 2. 工作物の撤去に伴う代替水源の整備 工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの
		農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業	50 <55>	未定	未定		
		団体営	農業用河川工作物応急対策事業	50 <55>	未定	未定	農業用河川工作物（頭首工、水門、樋門、樋管、橋梁等をいう。以下「工作物」という。）の整備補強、撤去、撤去に伴う整備又は撤去に伴う代替水源の整備（以下「整備補強等」という。） 1. 総事業費がおおむね 800 万円以上。 2. 工作物の撤去に伴う代替水源の整備 工作物の整備補強又は撤去に伴う整備を行うよりも経済的であるもの
	農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業			50 <55>	未定	未定	
	県営又は団体営	実施計画策定等	50	未定	未定	1. 実施計画策定 事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画を策定するものとする。 2. 耐震性点検・耐震化対策整備計画策定 大規模地震発生のおそれのある地域において、施設の耐震性を調査するとともに、必要に応じて耐震化対策整備計画を策定するものとする。	
							(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係る調査計画事業であって、令和12年度までに採択する場合には定額補助)
	水質保全対策事業(小規模)	県営又は団体営	50 <55>	35 <未定>	15 <未定>	(事業区分) 1 農業用排水施設整備 2 水質保全施設整備 3 支援事業 4 耕土流出防止施設整備 5 水質保全施設改修工事 6 実施計画策定 (事業主体) 事業区分 1 県営又は団体営 事業区分 2 及び 3 県営又は市町村営	

整備事業・用排水施設等整備

水質保全対策事業
(小規模)

県営又は団体営

50
<55>

35
<未定>

15
<未定>

(事業の事業要件)
 ・次のいずれかを満たすもの。
 1 農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるものとして、別表2の条件に該当する地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね10ha以上のもの。
 ただし、別表2のア及びイに掲げる項目以外に水質障害が認められる項目が存する場合、又は作目等によって別途基準値を定める必要がある場合において、農用地の水質汚濁等に起因する障害を除去する必要があるときは、都道府県知事は、農業用水に関する項目及び基準値(以下「都道府県農業用水基準」)について、当該都道府県を単位として定め、別表2に代えることができるものとする。
 2 農業用排水施設内の水質及び農業用排水施設から公共用水域へ排出される排水の水質が、良質な農業用水の確保及び農村地域の環境保全を目的として都道府県知事が策定する農村地域水質保全計画の水質基準を満たしていない地域で行う事業であって、受益面積の合計がおおむね20ha以上。
 ・水質浄化施設整備、処理施設整備、併せ行う施設整備を行う場合は、次に掲げる要件を満たしている地域。
 ・農業用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるおそれのある地域。
 ・農業用排水の水質汚濁により農業用排水施設の維持管理費の増高等農作業に支障が生じているか又は生ずる恐れのある地域。

別表2

ア 農業用水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 7.5 以上	日本産業規格K0102 (以下規格という) 12・1 に掲げる方法
化学的酸素要求量 (COD)	6mg/l以上	規格 17 に掲げる方法
無機浮遊物質 (SS)	100mg/l以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲げる方法
溶存酸素 (DO)	5mg/l以上	規格 32 に掲げる方法
全窒素濃度 (T-N)	1mg/l以上	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 7 に掲げる方法
砒素	0.05mg/l以上	規格 61 に掲げる方法
シアン	検出されること	規格 38・1・2 及び 38・2 又は 38・1・2 及び 38・3 に掲げる方法
アルキル水銀	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 4 の第 1 及び第 2 に掲げる方法
有機リン	〃	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 1 及び 2 又は規格 31・1 に掲げる方法
カドミウム	0.01mg/l以上	規格 55・2 に掲げる方法
鉛	0.1mg/l以上	〃 54・2 〃
クロム	0.05mg/l以上	〃 65・2 〃

イ 農業排水に関する水質の基準値及び測定法

項目	基準値	測定法
水素イオン濃度 (pH)	6.0 以下又は 8.5 以上	日本産業規格K0102 (以下規格という) 12・1 に掲げる方法
生物化学的酸素要求量 (BOD)	10mg/l以上	規格 21 に掲げる方法
浮遊物質 (SS)	ゴミ等の浮遊が認められること	昭和 46 年 12 月 28 日環告 59 附表 6 に掲げる方法
溶存酸素量 (DO)	2mg/l以上	規格 32 に掲げる方法

(実施地域)

事業区分1

農業用排水施設整備の水質浄化施設整備、処理施設整備、併せ行う施設整備を行う場合は、次に掲げる要件を満たしている地域。
 ・農業用排水の水質汚濁により農作物に被害等が生じているか又は生ずるおそれのある地域。
 ・農業用排水の水質汚濁により農業用排水施設の維持管理費の増高等農作業に支障が生じているか又は生ずる恐れのある地域。

事業区分2及び3

農村地域及び公共用水域(水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第2条に規定するものをいう)における水質汚濁が環境保全上及び農業利水問題となっている地域を対象としており、次に掲げるいずれかの地域。
 ・住民又は地方公共団体から水質汚濁について苦情や改善要望等が寄せられている地域。
 ・農業用排水の水質が排水先の公共用水域の水質環境基準等を満足していない地域。

整備事業・用排水施設等整備	水質保全対策事業 (小規模)	県営又は団体営	50 <55>	35 <未定>	15 <未定>	<ul style="list-style-type: none"> ・その他農村地域の環境保全について農村振興局長が特に必要と認める地域。 事業区分3 指定湖沼(湖沼水質保全特別措置法(昭和59年法律第61号)第3条第1項により指定される湖沼をいう)の流域内であること。	
	地すべり対策事業	県営	地すべり防止工事	50 [1/2]	50 [1/3]	— [1/6]	地すべり防止施設の新設又は改良その他地すべり防止するための工事総事業費7,000万円以上。 ※負担区分の[]書きは、地すべり防止工事採択初年度の実施計画書作成する場合
			ぼた山崩壊防止工事	50	未定	未定	ぼた山崩壊防止施設の新設又は改良その他ぼた山の崩壊又は流出を防止するための工事。 総事業費7,000万円以上。
			地すべり防止施設長寿命化対策工事	50	50	—	地すべり防止施設に係る施設長寿命化計画に基づいた対策を実施するための工事。 1 施設長寿命化計画が策定されている。 2 総事業費800万円以上。
			施設長寿命化計画策定	50	50	—	機能診断等の調査を行い、施設長寿命化計画を策定するもの。
団体営	関連事業	50	未定	未定	地すべり被害を除去又は軽減するために必要があると認められるもの。		
整備事業・災害管理施設等整備	農業用施設等災害管理対策事業	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備、土地改良施設における危機管理向上施設の整備、農地の防災機能増進工事。 <ul style="list-style-type: none"> ・整備する土地改良施設の防災受益面積の合計がおおむね10ha以上(ただし、災害防除対策推進地域等又は地震防災対策強化地域(大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づき指定された地域)に掲げる地域で実施する場合にあっては、防災受益面積の合計がおおむね5ha以上。 簡易な施設整備 <ul style="list-style-type: none"> ・整備する土地改良施設の防災受益面積の合計がおおむね10ha以上(ただし、災害防除対策推進地域等又は地震防災対策強化地域(大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号)第3条第1項の規定に基づき指定された地域)に掲げる地域で実施する場合にあっては、防災受益面積がおおむね5ha以上。 ・暫定的な整備の合理性 ・関係者への説明責任・同意 ・暫定整備の整備水準の明示 ・減災活動・体制の整備の実効性 ・整備計画の明示 土地改良施設の利活用保全又は周辺環境の整備を行うため必要な以下の整備。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 親水・景観保護のための施設 (2) 生態系保全のための施設 (3) 適切な利用と保全を図るための施設 (4) ため池の本来的な貯水機能に併せて緊急時の消防用水、生活用水等の貯水機能を付加させるために行う堤体の嵩上げ又はしゅんせつ及び防火用水として利用するために必要な取水施設、導水路、遊水池等の整備。 (5) しゅんせつ土の利用等による避難地等の基盤整備。 (6) (4)又は(5)と併せ行う土砂溜堰堤等の管理施設の整備。 (7) ため池等への転落等による被害の防止又は軽減を図るための安全施設の整備。 上記、整備にあっては次に掲げるもの。 <ul style="list-style-type: none"> ・用排水施設等整備の防災ダム整備事業、ため池整備事業、用排水施設等整備事業と併せ行うもの又は過去に実施したもの。 ・関連する土地改良施設の受益面積が20ha以上(ただし、関連する土地改良施設がため池の場合にあっては、受益面積2ha以上)。 特認事業 地方農政局長が必要と認める事業。	

整備事業・災害管理施設等整備	農村防災施設整備事業	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	<p>農村防災施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 次の(1)、(2)のいずれかの区域であり、かつ(3)を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 要領第2の2に定める災害防除対策推進地域等であるもの。 (2) 用排水施設等整備の事業の受益地内もしくは用排水施設等整備の事業の受益地内を含むその周辺地域であるもの。 (3) 安全度評価の調査において必要と認められたものであるもの。 <p>農業生産基盤整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 甚大な災害発生地域であり、下記の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農業用排水施設整備 おおむね 60ha以上 (2) 区画整理 おおむね 60ha以上 (3) 農用地造成 おおむね 40ha以上 (4) 農道整備 おおむね 50ha以上 (5) 農用地の改良又は保全 おおむね 20ha以上 <p>農村生活維持施設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 甚大な災害発生地域であり、要領別表1の事業区分1用排水施設等整備のため池整備事業、用排水施設等整備事業、農地保全整備事業又は要領別紙13の別表1の区分2の農業生産基盤整備の事業と併せ行う事業であること。
	農業水利施設危機管理対策事業	県営	50 <55>	未定	未定	<p>農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備、土地改良施設の災害に係る危機管理向上のために必要な施設の整備（雨量計若しくは水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ若しくはゲート等の遠隔操作施設、非常時の施設機能保持のための非常用電源装置又は防水対策施設等の整備）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が農業水利施設の緊急対策実施方針にさだめた施設であること。
			定額 (上限 1千万 円)	-	-	<p>農業水利施設安全対策推進計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県知事が農業水利施設の安全対策実施方針に定めた対策であること。
	団体営	50 <55>	21 <21>	29 <24>	<ul style="list-style-type: none"> 農業水利施設への転落等による被害の防止を図るための安全施設の整備。 <ul style="list-style-type: none"> 1 農業水利施設安全対策推進計画に定めた施設。 2 事業費が200万円/地区。 	
体制整備事業	ため池緊急防災環境整備事業	県営又は団体営	定額 (ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合に限る。)			<p>1 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な雨量計や水位計等の観測機器の設置等。</p> <p>2 緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ha以上のもの</p>
			定額	-	-	<p>地域防災上のリスク除去。 ため池の統廃合及び代替水源の確保。</p> <p>次に該当するもの (ア) 防災重点農業用ため池であって、想定被害額（農外）が500万円以上のもの。 (イ) 統廃合に伴い代替水源を確保するための施設整備を伴うもの。</p>
			50 <55>	未定	未定	<p>ハード整備の着手促進 ハード整備に着手するために必要なため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施。</p> <p>次のいずれかに該当するもの (ア) 上記「地域防災上のリスク除去」の要件を満たし実施するもの (イ) (ア)以外の場合には次に該当するもの。 防災重点ため池であって、受益面積がおおむね2ha以上のもの。</p>

体制整備事業	ため池緊急防災環境整備事業	県営又は団体営		50	未定	未定	事業計画策定 事業の実施に必要な施設の諸条件等の調査及び実施計画の策定。
				(ただし、二次災害が予想される地区における施設に係るものであって、令和12年度までに採択する場合にあっては定額補助)			
	ため池群管理体制整備事業	県営又は団体営		50 <55>	未定	未定	ため池群整備工事と併せ行うもの。
整備事業・用排水施設等整備	防災重点農業用ため池緊急整備事業(大規模)	県営	地震・豪雨対策型	55	34	11	<p>防災重点農業用ため池であって次のいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 防災受益面積がおおむね70ha以上であり、かつ、受益面積がおおむね40ha以上のもの。</p> <p>イ 防災受益面積がおおむね7ha以上であり、かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって、想定被害額(農外)が3億円以上のもの。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>
		団体営		55	19	26	
	県営	一般整備型	55	28	17	<p>次のいずれかに該当するもの。(ため池の廃止に係るものを除く。)</p> <p>1 受益面積がおおむね100ha以上のもの。</p> <p>2 総事業費がおおむね8,000万円以上のもの。</p> <p>ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね4,000万円以上のもの。</p> <p>3 中山間地域において行うものにあつては次に該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益面積がおおむね70ha以上のもの。 ・総事業費がおおむね4,000万円以上のもの。 <p>大規模事業の対象とする施設は、上記のほか、次に定める要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 堤高がおおむね10m以上又は貯水量がおおむね10万m³(中山間地域にあつては、おおむね5万m³)以上のもの。</p> <p>(2) 想定被害額がおおむね1億円以上で、かつ、農業関係(農用地、農業用施設、農作物、家畜、農業用建物及び農機具等)以外の被害額が5,000万円以上を占め、更に、関係市町村住民100名以上の生命に危険が予測されるもの(中山間地域にあつては、想定被害額が5,000万円以上で、かつ、関係市町村住民の生命に危険が予測されるもの)。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であつて、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>	
	県営	ため池群整備工事	55	34	11	<p>1 防災効果を確保又は十分に発揮するために一体的に整備する必要があるもので、かつ事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する2か所以上のため池。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ため池間の農業用水の調整により洪水調整機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。 ・ため池からの流出水量の調整により、洪水調整機能が向上するもの ・決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 <p>2 受益面積の合計がおおむね80ha以上。</p> <p>3 防災受益面積の合計がおおむね200ha以上又は想定被害額(農外)の合計が10億円以上。</p> <p>4 特例地域において行うものにあつては、ため池の防災受益面積の合計が</p>	
団体営	55		未定	未定			

整備事業・用排水施設等整備	防災重点農業用ため池緊急整備事業(大規模)	団体営	ため池群整備工事	55	未定	未定	<p>おおむね 140ha以上又は想定被害面積（農外）の合計が 7 億円以上。</p> <p>5 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>
	防災重点農業用ため池緊急整備事業(小規模)	県営	地震・豪雨対策型	50 <55>	34 <34>	16 <11>	<p>1 防災重点農業用ため池であって次に該当するもの。</p> <p>ア 防災受益面積がおおむね 7 ha以上又は想定被害額（農外）が 4,000 万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね 2 ha以上のもの。</p> <p>イ 総事業費がおおむね 4000 万円以上のもの。</p> <p>2 ため池防災・減災対策として、実施する場合にあっては、1の規定にかかわらず、次に該当するもの。</p> <p>ア 防災受益面積がおおむね 7 ha以上又は想定被害額（農外）が 4,000 万円以上のもの。</p> <p>イ 総事業費がおおむね 4000 万円以上のもの。</p>
		団体営		50 <55>	21 <21>	29 <24>	<p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>
	県営	一般整備型 (防災受益面積 40ha以上)	50 <55>	33 <33>	17 <12>	<p>1 次のいずれかに該当するもの。（ため池の廃止に係るものを除く。）</p> <p>ア 受益面積がおおむね 2ha以上のもの。</p> <p>イ 総事業費の合計がおおむね 4,000 万円以上のもの。</p> <p>ウ ため池の水質浄化に係るものについては、農村振興局長が別に定める条件に該当する地域で行うものであって、総事業費がおおむね 4,000 万円以上のもの。</p> <p>2 ため池防災・減災対策として、実施する場合（ため池の廃止に係るものを除く。）にあっては、1の規定にかかわらず、総事業費が、おおむね 4,000万円以上のもの。</p>	
	団体営		50 <55>	未定	未定		
	県営	一般整備型 (防災受益面積 40ha未満)	50 <55>	29 <29>	21 <16>	<p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>	
	団体営		50 <55>	未定	未定		
	県営	ため池群整備工事	50 <55>	34 <34>	16 <11>	<p>1 一体的に整備する必要があるもので、事業実施後に同一の管理下にあるものであり、次のいずれかに該当する 2 つ以上のため池。</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池間の農業用水の調整により洪水調整機能又は土砂流出防止機能が向上するもの。 ため池からの流出水量の調整により、洪水調整機能が向上するもの。 決壊した場合の被害想定範囲が重複するもの。 <p>2 受益面積の合計がおおむね 10ha以上。</p> <p>3 防災受益面積の合計がおおむね 20ha以上又は想定被害額（農外）の合計が 1 億円以上。</p> <p>4 特例地域において行うものは、防災受益面積の合計が 14ha以上又は想定被害面積（農外）の合計が 7,000 万円以上。</p> <p>5 農用地災害防止ため池整備計画が策定されているもの。</p> <p>※洪水吐きの洪水流下能力の増加等の豪雨対策に係る防災工事等を押さえ盛土等の地震対策に係る防災工事に先行して実施する場合にあっては、防災重点農業用ため池であって、劣化状況評価の結果、堤体の劣化対策に係る防災工事が不要と判断されているもの。</p>	
	団体営		50 <55>	未定	未定		
	県営又は団体営	実施計画策定等	定額	—	—	<p>1 劣化状況評価 ため池総合整備工事及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価。</p> <p>2 豪雨耐性評価 ため池総合整備（地震・豪雨対策型）及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う豪雨による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価。</p> <p>3 地震耐性評価 ため池総合整備（地震・豪雨対策型）及びため池群整備工事の必要性についての判断に資するために行う地震による防災重点農業用ため池の決壊の危険性の評価。</p> <p>4 ため池緊急防災対策情報整備 計画的に防災対策を推進するために行う調査及び諸元等の詳細情報の整備。</p> <p>5 実施計画策定</p>	

整備事業・用排水施設等整備	防災重点農業用ため池緊急整備事業(小規模)	県営又は団体営	実施計画策定等	定額	—	—	事業に係る施設の諸条件等について調査等を行い、当該事業に必要な実施計画の策定。 6 ため池群調査計画策定 防災重点農業用ため池の決壊防止やため池の持つ洪水調節機能などの評価に必要な調査、整備計画策定に必要な調査、調査結果から、農用地災害防止ため池の整備計画の策定。
				50 <55>	未定	未定	1 ハード整備の着手促進 ため池総合整備工事及びため池群整備工事に着手するために必要な、防災重点農業用ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を画定するための測量等の実施。 2 農業水利施設安全対策推進計画の策定 特に安全施設の整備が必要な防災重点農業用ため池について記載した、農業水利施設安全対策推進計画の策定。
		県営又は団体営	監視・管理体制の強化等	定額	—	—	1 監視・管理体制の強化 災害の発生を未然に防止するために必要な雨量計や水位計等の観測機器の設置等。 2 緊急的な防災対策 ため池の防災機能を確保するために必要な施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施。
			50 <55>	未定	未定	1. 安全施設の整備 防災重点農業用ため池への転落等による被害の防止を図るため、転落防止用の安全柵や注意喚起のための看板の設置等の安全施設の整備。 防災重点農業用ため池であって、受益面積がおおむね2ha以上のもの。	
	ため池洪水調節機能強化事業(大規模)	県営	洪水調節機能の賦与・増進及び洪水調節容量の活用に必要な整備	55	34	11	1 次のいずれかに該当し、アまたはイに該当するもの。 (1) 流域治水プロジェクトが策定若しくは策定された水系（事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系）で実施するもの。 (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針）の締結が完了している水系（事業実施中に締結される見込みの水系）で実施するもの。 (3) 地方公共団体が策定、締結する防災計画、協定に位置付けられたもの（事業実施年度中に位置付けられるもの）。 ア 防災受益面積がおおむね70ha以上のもの。 イ 防災受益面積がおおむね7ha以上、かつ、被害想定額（農外）が3億円以上のもの。
		団体営		55	19	26	
ため池洪水調節機能強化事業(小規模)	県営	洪水調節機能の賦与・増進及び洪水調節容量の活用に必要な整備	50	34	16	上記1. (1)～(3)のいずれかに該当し、ア及びイに該当するもの。 ア 防災受益面積がおおむね7ha以上又H被害想定額（農外）が4,000万円以上のもの。 イ 総事業費がおおむね800万円以上のもの。	
	団体営		50 <55>	21 <21>	29 <24>		
		低水位管理に必要な整備				上記1. (1)～(3)のいずれかに該当し、アに該当するもの。 ア 防災受益面積がおおむね7ha以上のもの。	
		実施計画策定				事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定	
洪水被害総合対策事業	県営	農業生産基盤整備事業等	50 <55>	未定	未定	過去10年間に2回以上の湛水被害が生じた地域であって、次のいずれかに該当し、アに該当するもの。 (1) 流域治水プロジェクトが策定若しくは策定された水系（事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系）で実施するもの。 (2) 治水協定（既存ダムの洪水調節機能強化に向けた基本方針）の締結が完了している水系（事業実施中に締結される見込みの水系）で実施するもの。 (3) 地方公共団体が策定、締結する防災計画、協定に位置付けられたもの（事業実施年度中に位置付けられるもの）。 ア 受益面積の合計がおおむね20ha以上あるもの（中山間地域はおおむね10ha以上）。	
		高付加価値農業施設移転等				上記事業と一体的に実施するもの。	
		実施計画策定				事業に係る施設の諸条件等の調査及び当該事業に必要な実施計画の策定	

7 中山間地域農業農村総合整備事業

事業目的	メニュー	事業主体	採択要件
<p>中山間地域の農地や農業水利施設、農道等の生産基盤の整備とともに、生産・販売施設等の総合的な整備を通じて、高収益作物の導入拡大や農産物の高付加価値化等による農業者の所得確保、耕作の維持が難しい農地の粗放的利用を含めた土地基盤の再編や整序化、インバウンド需要の取り込み等の地域の特色ある農業の展開を基軸とした地域の活性化の取組による新たな就業機会の創出などを図る。</p>	<p>1 中山間地域総合整備事業 (1) 農業生産基盤整備事業 (2) 農村振興環境整備事業</p> <p>2 実施計画等策定事業</p>	<p>県、市町村等</p>	<p>1 中山間地域総合整備事業の実施に当たっては、総合計画を作成するほか、次のとおり。</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業及び農村振興環境整備事業から2以上を実施し、かつ、農業生産基盤整備事業（土地基盤の再編・整序化事業を除く）のうち、1以上の事業を行うものであって、その事業の受益面積の合計が、おおむね10ha以上。</p> <p>(2) 県営事業で実施する場合、事業内容が以下に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>ア 水利用に関する調整、ため池等の基幹的施設の整備、傾斜地における棚田整備等の低コスト工法の導入その他地域の環境、国土の保全等について高度な技術的判断を必要とする。</p> <p>イ リゾート、観光、農村産業等導入等に関する広域的な計画と関連しており、事業の効率的な実施、効果の発現等の観点からこれらの計画及びこれらの計画に基づく事業との調整を必要とする。</p> <p>2 実施計画等策定事業の実施は、次のとおり。</p> <p>(1) 農業生産基盤整備事業について、事業対象地域の諸条件の現況等に基づき、事業計画及び整備計画の策定に必要な事項についての調査及び検討を行うものであること。</p> <p>(2) 計画策定事業の実施期間は2年以内とする。</p>

事業名等	事業主体	負担区分			事業内容等
		国	県	地元	
中山間地域農業農村総合整備事業	県営	55	32	13	<p>(事業の実施要件)</p> <p>1 五法指定地域及び指定棚田地域を含む又は該当する市町村。</p> <p>2 「農業生産基盤」を1工種以上かつ全体で2工種以上実施する事業。</p> <p>3 主傾斜が概ね1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上かつ、林野率が50%以上。</p> <p>4 (1) 地域の特色を活かした農産物の生産拡大や加工・販売による高付加価値化等を通じた地域の所得確保を図る地域で、以下のいずれかを満たす地域。</p> <p>① 販売額の増加</p> <p>② 営農コストの削減</p> <p>③ 集出荷・加工コストの削減</p> <p>(2) ①～③のいずれかを満たし、かつ、以下のいずれかを満たす地域。</p> <p>① 耕作の維持が難しい農地の粗放的利用等の土地基盤の再編・整序化等を計画し取り組む。</p> <p>② 水管理の省力化等を図るための水利施設の再編・統廃合等を計画し取り組む。</p> <p>(事業内容)</p> <p>1 農業生産基盤整備事業</p> <p>(1) 農業用排水施設整備事業 農業用排水施設の新設、廃止又は変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）。</p> <p>(2) 農道整備事業 農道、農道橋、索道、軌道等運搬施設の新設、廃止若しくは変更（これに準ずる施設の新設、廃止又は変更を含む。）又は農道橋等の保全対策。</p> <p>(3) ほ場整備事業 農用地等の区画形質の変更又はこれと相当の関連がある他の工事を一体として行う事業。</p> <p>(4) 農用地開発事業 農用地の造成、農用地以外の土地の畑地への地目変換（農用地間の地目変更を含む。）又はこれに附帯する施設の新設、廃止又は変更。</p> <p>(5) 農地防災事業 農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため必要な施設の新設、廃止又は変更。</p> <p>(6) 客土事業 農用地につき行う客土。</p> <p>(7) 暗渠排水事業 農用地につき行う完全暗渠の新設又は変更。</p> <p>(8) 農用地の改良又は保全事業 (1)～(7)以外の農用地の改良又は保全のため必要な事業。</p>
	団体営	55	20	25	

中山間地域農業農村総合整備事業	総合整備事業	団体営	55	20	25	<p>(9) 土地基盤の再編・整序化事業 耕作放棄地等の再編・整序化に係る土地を保全・再編利用するために必要な事業。</p> <p>2 農村振興環境整備事業</p> <p>(1) 農業集落道整備事業 農業集落周辺における農業生産基盤整備事業に係る農道等を補完し、主として農業機械の運行等の農業生産活動、農産物の運搬等に供する農業集落道の整備又は土地改良施設を有機的に連絡し、その管理等に供する連絡道の整備。</p> <p>(2) 営農飲雑用水施設整備事業 家畜の飼育、園芸作物等の栽培、農産物の洗浄等を主体とする営農飲雑用水施設の整備。</p> <p>(3) 農業集落防災安全施設整備事業 農業用排水の機能維持を図るために行う雨水を排除する集落内の排水施設又は農業集落の防災と安全を図るため必要な土留防護柵、排水工、防風林、防雪林、水路防護施設、防火水槽等の整備。</p> <p>(4) 用地整備事業 ほ場整備等により創出された非農用地の整備又は農業施設・農業近代化施設、公用・公共施設の用地の整備。</p> <p>(5) 生産・販売・交流・農泊等施設整備事業 地域の特色を活かした農産物の集出荷・貯蔵及びその加工・販売、生産等を目的として利用されることにより地域の所得確保や農業・農村の活性化に資する施設、農業振興活動やそれに関連する都市交流等の場として必要な多目的広場等若しくは農泊に資する施設の整備又はこれらに附帯する施設の整備。</p> <p>(6) 情報基盤施設整備事業 土地改良施設等の維持管理や緊急時の情報伝達に必要な施設の整備。</p> <p>(7) 農業施設新設・移設・補強・集約・環境整備事業 農林水産省所管事業に係る助成等をもって整備された農業施設の安全性確保のために必要な補強、高齢者・障害者の利用に資するために必要な改修、集落基盤再編計画に基づく、農業農村施設の撤去、これに附帯して利用が見込まれなくなる農業集落道等の撤去又は撤去跡地の整備、農業施設の新設若しくはほ場整備事業その他農用地の改良又は保全のため必要な事業。</p> <p>(8) 農村資源利活用推進施設整備事業 農村地域における農産廃棄物等の地域資源を利活用して農業生産の補完等を行うための施設及びこれに附帯する施設の整備。</p> <p>(9) 交換分合事業 農用地等の交換分合。</p>
	実施計画等策定事業	県営又は団体営	55	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>1 調査、計画又は設計 当該事業に必要な諸条件について調査、計画又は設計を行う。</p> <p>2 合意形成等 当該事業に必要な実施計画を策定する事業及び換地を伴う土地改良事業の実施予定地区において、合意形成等を進める。</p> <p>3 換地設計基準の作成等 1、2を踏まえた換地計画を策定するための基準となる換地設計基準の作成等を行う。</p>

8 農村整備事業

事業目的	メニュー	事業主体	採 択 要 件
<p>農村インフラ施設の状況や地域における役割を点検し、施設の再編・集約、優先順位を付けた計画的な保全対策、地震、浸水、停電等の災害対策等の強靱化及び維持管理の効率化、農業生産性の向上等のための高度化を実施することにより、もって、農村に安心して住み続けられる条件を整備し、農村の持続性の向上を図る。</p>	<p>1 農業集落排水施設整備事業</p>	<p>県、市町村、土地改良区等</p>	<p>1 共通要件 (1) 受益戸数がおおむね20戸以上であること。ただし、末端受益は2戸以上とする。 (2) 既設の農業集落排水施設の改築にあつては、最適整備構想及び維持管理適正化計画が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかに該当すること。 ア 維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること。 イ 供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既設の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。 (3) 農業集落排水施設の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討すること。 (4) 防災拠点等にマンホールトイレシステムを整備する場合にあつては、1処理区当たり1か所（敷地面積0.3ヘクタール以上1ヘクタール未満の防災拠点等については、1地方公共団体当たり10か所）を上限とする。 2 強靱化型 次のいずれかを満たすものであること。 (1) 定住人口がおおむね500人以上であるもの。 (2) 浸水想定区域内にあるもの。 (3) 処理区内に防災拠点等となりうる公共施設等が存在するもの。 (4) 施設の再編・集約を行うもの。 3 高度化型 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備、農業集落排水汚泥の循環利用に資する施設の整備等、新技術を導入するものであること。 4 調査計画策定 1から3までに定める採択要件を満たす施設を対象としていること。</p>
	<p>2 農道・集落道整備事業</p>		<p>1 強靱化型 (1) 個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、以下のいずれかを満たすものであること。 ア 受益得面積がおおむね50ヘクタール以上（中山間地域等において行うものにあつては、受益面積がおおむね30ヘクタール以上）を有し、かつ、農業上必要な自動車の交通運行に必要な車道幅員がおおむね4メートル以上であるもの。 イ 災害対策基本法に基づく地域防災計画で避難路等に指定されている道路及び当該道路に接続するなど避難、救護活動等への影響が大きいもの。 ウ 主要道路・鉄道の跨線橋、跨道橋など人命、財産等へ影響が大きいもの。 エ 施設の再編・集約を行うもの。 (2) 総事業費がおおむね3,000万円以上（(1)のイ、ウ又はエに該当するものにあつては800万円以上）であること。 2 高度化型 (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定められた農業生産性の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。 (2) 総事業費がおおむね3,000万円以上であること。 3 調査計画策定 1又は2で定める採択要件を満たす施設を対象としていること。</p>
	<p>3 営農飲雑用水施設整備事業</p>		<p>1 共通要件 末端受益が2戸以上であること。 2 強靱化型 個別施設毎の具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」が策定されており、かつ、次のいずれかを満たすものであること。 (1) 給水戸数がおおむね50戸以上であるもの。 (2) 土砂災害警戒区域（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第七条に規定する土砂災害警戒区域をいう。）内にあるもの。 (3) 給水区域内に防災拠点等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づく地域防災計画に位置づけられた施設（敷地面積0.3ヘクタール以上の防災拠点又は避難地に限る。）をいう。）となりうる公共施設等が存在するもの。 (4) 施設の再編・集約を行うもの。 3 高度化型 次のいずれかを満たすものであること。なお、2の条件を同時に満たす場合においては強靱化型で実施できる対策を併せて実施できるものとする。 (1) 事業完了時点において、農村インフラ整備計画で定めた農業生産性</p>

			<p>の向上等に関する目標の達成が確実と見込まれること。</p> <p>(2) 維持管理の効率化・適正化に向けた省エネルギー技術導入、管理システム整備等、新技術を導入するものであること。</p> <p>4 調査計画策定</p> <p>1 から 3 までで定める採択要件を満たす施設を対象としていること。</p> <p>1 次の全てを満たすものであること。</p> <p>(1) 停電時の自立運転機能を付与するものであること。なお、自立運転機能を付与する設備の設置は、単独では実施しないものとする。</p> <p>(2) 次のいずれかを満たすものであること。</p> <p>ア 電力供給対象施設への電力の直接供給機能を付与するものであること。</p> <p>イ 市町村等との協定締結等により、災害時の非常用電源として地域で活用することが確認されていること。</p> <p>(3) (2)イによる災害時の非常用電源として地域で活用する場合を除き、整備及び機能強化する地域資源利活用施設で発電する電力を直接又は電力供給対象施設を介して個人所有の設備及び機器等に供給しないこと。</p> <p>2 地域資源利活用施設のうち太陽光発電施設については、災害等による停電時においても、電力供給対象施設の操作や点検、監視等が行えるよう、1 に掲げる要件に加え、次のいずれかを満たすものとする。</p> <p>(1) 停電時にも電力供給対象施設の操作運転が可能となるよう、発電電力を農業水利施設等へ直接供給できる機能を有すること。</p> <p>(2) 電力供給対象施設における所要電力を賄うため、発電電力を施設内の電気設備に直接供給できる機能を有すること。</p>
	4 地域資源利活用施設整備事業		
	5 集落防災安全施設整備事業		省略
	6 計画策定等事業		<p>1 施設計画策定事業を行う場合にあっては、当該事業費が 200 万円以上であること。</p> <p>2 機能保全計画策定を行う場合にあっては、農村整備事業実施要領別紙 1 から 5 までにおいて定める採択要件を満たす施設を対象としていること。</p> <p>3 農業集落排水汚泥農地還元推進事業を行う場合にあっては、次の要件によるものとする。</p> <p>(1) 農業集落排水汚泥の農地への還元に取り組んでいる又は取り組む予定であること。</p> <p>(2) 事業完了後は、資源循環促進計画の内容を点検し、必要に応じて見直しを行うこと。</p> <p>(3) 当該事業費が 200 万円以上であること。</p>

◇ 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第 7 条第 1 項に基づき指定された指定棚田地域の場合（各事業メニューのうち、調査計画策定を除く）

事業名等	事業主体	負担区分			事業内容等
		国	県	地元	
農村整備事業	県営又は団体営	定額 (計画策定等事業)			<p>(事業の実施区域)</p> <p>1 農業集落排水施設整備事業（省略）</p> <p>2 農道・集落道整備事業</p> <p>原則として、整備される農道又は集落道の路線若しくは区間又は機能が県道又は幹線市町村道の路線等と重複しない範囲において実施するものとする。</p> <p>(事業内容)</p> <p>1 農業集落排水施設整備事業</p> <p>(1) 強靱化型</p> <p>既設の農業集落排水施設について、最適整備構想又は維持管理適正化計画に基づき実施する耐震、浸水、停電対策、管理システム整備等の施設の目的を達成するために必要な改築又は撤去。</p> <p>(2) 高度化型</p> <p>維持管理の効率化・適正化に向けた新技術導入に取り組む施設の整備、改築又は撤去。</p> <p>(3) 調査計画策定</p> <p>農業集落排水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定。</p> <p>2 農道・集落道整備事業</p> <p>(1) 強靱化型</p> <p>既設の農道又は集落道について、個別施設計画等に基づく機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震対策又は再編に伴う路線の変更若しくは撤去。</p>

農村整備事業	県営又は団体営	50 <55>	未定	未定	<p>(2)高度化 農業生産性の向上、農産物の輸送コストの削減等のための既設の農道又は集落道の改良。</p> <p>(3)調査計画策定 農道・集落道の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定。</p>
	団体営 (営農飲雑用水事業)	50 <55>	未定 <20>	未定 <25>	<p>3 営農飲雑用水施設整備事業</p> <p>(1)強靱化型 既設の営農飲雑用水施設について、機能保全対策面からの更新整備、機能強化対策面等からの整備水準の向上を図る保全対策、耐震、浸水、停電対策、管理システム等の整備又は再編に伴う施設の整備若しくは撤去を行う。なお、取水施設、導水施設、送水施設、浄水施設、配水施設又は給水区域内の防災拠点等までの送配水管路のいずれか一つ以上の施設に対して、部分的に整備することも可能。</p> <p>(2)高度化型 農業生産性の向上、農産物の生産コストの削減若しくは6次産業化に資する整備又は維持管理の効率化等のための既設の営農飲雑用水施設の整備を行う。</p> <p>(3)調査計画策定 営農飲雑用水施設の諸条件について調査等を行い、施設整備に必要な事業計画の策定を行う。</p>
		50 <55>	— —	50 <55>	
	50 <55>	未定	未定	<p>4 地域資源利活用施設整備事業</p> <p>(1)既設の地域資源利活用施設の更新整備及び機能強化。</p> <p>(2)地域資源利活用施設の整備。</p> <p>(3)地域資源利活用施設の諸条件についての調査等及び施設整備に必要な事業計画の策定。</p> <p>5 集落防災安全施設整備事業 省略</p> <p>6 計画策定等事業</p> <p>(1)施設計画策定事業 施設の再編・集約、維持管理の効率化・適正化、農業生産性の向上等を目的とした要綱第2の1から5までに掲げる事業の実施に必要な地域の諸条件等の調査及び技術的検討を行い、当該事業に必要な整備方針（農業集落排水施設にあっては、別紙1で定める維持管理適正化計画）の策定を行う。 【県内規】 当該事業費が200万円以上であること。</p> <p>(2)機能保全計画策定事業 農村インフラ施設の機能保全計画（農業集落排水施設にあっては、別紙1で定める最適整備構想）の策定（機能保全計画の策定に必要な当該施設の点検・機能診断、老朽化対策・災害対策等の検討を含む）を行う。</p> <p>(3)農業集落排水汚泥農地還元推進事業 農業集落排水施設で発生する汚泥の肥料利用等による農地への還元を推進するために必要な調査・調整、技術的検討及び計画策定を行う。 【県内規】 当該事業費が200万円以上であること。</p>	

9 その他補助事業

事業名	事業主体	負担区分			事業内容等	
		国	県	地元		
災害復旧事業	農地災害復旧事業	県営	50	未定	未定	1箇所40万円以上 県営は要件有り。 基本補助率50% 暫定法増高、激甚増高。
		団体営	50	—	50	
	農業用施設災害復旧事業	県営	65	17.5	17.5	1箇所40万円以上 受益戸数2戸以上 県営は要件有り。 基本補助率65% 暫定法増高、激甚増高。
		団体営	65	—	35	
	農地災害関連区画整理事業	団体営	50	—	50	受益戸数2戸以上 400万円以上 復旧工事費以内。 基本補助率50% 激甚増高。
	農業用施設災害関連事業	団体営	50	—	50	受益戸数2戸以上 200万円以上 復旧工事費以内。 基本補助率50% 激甚増高。
	災害関連農村生活環境施設復旧事業	団体営	50 [80]	—	50 [20]	受益戸数2戸以上 200万円以上かつ同一地域内に暫定法に基づく災害があること。 維持工事、施工不良等又は維持管理の不備によらないもの。 〔 〕は激甚災害に指定された地震災害により集落排水施設に甚大な被害を受けた市町村。
地すべり防止施設災害復旧事業	県営	2/3	1/3	—	1箇所120万円以上 負担法 事業費等により高負担率の適用有り。	
災害関連緊急地すべり対策事業	県営	50	50	—	1箇所600万円以上 溪流工事は2/3	
海岸保全施設災害復旧事業	県営	2/3	1/3	—	1箇所120万円以上 負担法 事業費等により高負担率の適用有り。	
土地改良施設管理適正化事業	施設整備補修(一般型)	団体営(土地改良区、市町村)	30	30	40 (拋出30)	1. 管理指導事業の結果又は、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱等に従って、国又は県等が策定する機能保全計画において必要と認められた整備補修。 2. 団体営規模以上の事業により造成された施設。 3. 1地区当たり事業費200万円以上。
	施設整備補修(連携管理保全型)	団体営(土地改良区、市町村)	40	30	30 (拋出30)	1. 管理指導事業の結果又は、国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱等に従って、国又は県等が策定する機能保全計画において必要と認められた整備補修のうち、水土里ビジョン(連携保全計画)に位置づけられた施設の整備補修。 2. 団体営規模以上の事業により造成された施設。 3. 1地区当たり事業費100万円以上。
	防災減災機能等強化対策	団体営(土地改良区、市町村、水利組合等)	50	20	30	1. 防災・減災(ため池、排水施設等の整備)、施設管理の省エネ化・再エネ利用(用排水機、小水力発電施設等の整備)、省力化を図るための施設整備(遠隔監視・制御機器等の整備)。 2. 団体営規模以上の事業により造成された施設。 3. 1地区当たり事業費100万円以上。
水利施設管理強化事業	一般型	県営又は団体営(市町村)	50	25	25	水利施設管理強化計画に基づき、国営造成施設及びこれと一体不可分な国営附帯県営造成施設(以下、「管理施設」という。国営には水資源機構等を含む。)を管理する土地改良区、土地改良区連合又は市町村(以下、「土地改良区等」という。)に対する支援を行う。 1. 補助対象事業費 ア 管理施設の管理費用×0.6/1.6(イを除く。) イ 地域防災計画等に位置付けた管理施設の管理費用×0.75/1.75 ウ 管理施設の整備補修に要する費用
	連携管理保全型					連携管理保全計画及び管理強化計画に基づき、管理施設を管理する土地改良区等に対する支援を行う。 1. 補助対象事業費 ア 管理施設の管理費用×0.5 イ 管理施設の整備補修に要する費用

水利施設管理強化事業	特別型（流域治水対策）	県営又は団体営（市町村）	50	未定	未定	<p>一般型及び連携管理保全型の対象となるものを除いた次の農業水利施設において、流域治水推進計画を策定して取組を実施する土地改良区等に対する支援を行う。</p> <p>ア 流域治水プロジェクトが策定若しくは改定された水系又は事業実施年度中に策定若しくは改定される見込みの水系で実施するもの</p> <p>イ 治水協定の締結が完了している水系又は事業実施年度中に締結される見込みの水系で実施するもの</p> <p>ウ 地方公共団体が策定若しくは締結する防災に係る計画若しくは協定に位置付けられたもの又は事業実施年度中に位置付けられる見込みのもの</p> <p>1. 補助対象事業費</p> <p>ア 流域治水の推進のための管理体制の構築等に係る取組に要する費用</p> <p>イ 治水協定ダム及び農業用ため池の事前放流、低水位管理、遠隔監視（水位計等の新設、更新、点検整備、通信等を含む。）、農業水利施設を活用した事前排水等の流域治水の取組に要する費用</p> <p>【県内規】</p> <p>1. 支援の事業対象は、次の①～④のすべてに該当する土地改良区。</p> <p>①国営事業の受益地内にあること。</p> <p>②国営造成施設又は国営関連県営造成施設を管理している。</p> <p>③農業用水施設を管理している。</p> <p>④事業主体から直接、譲渡又は管理委託等を受けている。</p> <p>2. 上記の土地改良区で維持管理費の支援対象は、次の①～③のすべてに該当する施設。</p> <p>①国営造成施設又は国営関連県営造成施設。</p> <p>②土地改良区の維持管理費予算に計上されている施設。</p> <p>③国又は県より維持管理費の助成を受けていない施設。</p> <p>3. 事業主体</p> <p>①土地改良区の受益が単一市町村である場合は市町村。</p> <p>②土地改良区の受益が複数市町村に跨がる場合は県。</p>	
構造改革促進事業	経営体育成促進事業	融資	担い手育成農地集積事業	農家負担金の軽減	—	—	<p>担い手への農用地の利用集積を促進するため、対象事業に係る農家負担金の軽減に資するよう当該農家負担金について日本政策金融公庫等が、貸付対象者に対し、農業基盤整備資金の貸付と併せて対象事業の年度事業費の10%以内（農家負担金が12%以下の場合にあっては、当該負担金の5/6以内）に相当する額の無利子資金の貸付を行う事業。</p>
海岸保全施設整備事業	海岸メンテナンス事業	海岸管理者	県営	50	50	—	<p>(1) 長寿命化計画の策定又は変更 次の要件を全て満たすもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動の進行に応じた修繕計画が記載されるものであること。 ・水門、陸閘等の統廃合又は新技術等の活用に係る短期的な数値目標及びそのコスト削減効果が記載されるものであること。 <p>(2) 老朽化対策 次の要件を全て満たすもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。 ・維持管理費用の見通し、コスト削減内容及び新技術等の導入検討が長寿命化計画に記載されていること。 ・老朽化等により、機能が確保されていない又は機能低下のおそれがある海岸保全施設であって、緊急にその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 ・事業計画について地方農政局長の同意を得ていること。 ・事業計画における老朽化対策等の総事業費が次に掲げるとおりであること。 <p>(ア) 都道府県が行うもの 5千万円以上。</p> <p>(イ) 市町村が行うもの 2千5百万円以上。</p>
			団体営	50	未定	未定	

1.0 農山漁村地域整備交付金

事業目的	交付率	メニュー	事業主体	採択要件
農林水産業の基盤整備による大規模化・高付加価値化や農山漁村の防災・減災対策を支援し、競争力強化と国土強靱化を図り、もって「攻めの農林水産業」の実現に資する		① 基幹事業 ア 農業農村基盤整備事業 (ア) 農地整備 (イ) 水利施設整備 (ウ) 農地防災 (エ) 農村整備 (オ) 農業用水保全の森づくり事業 (カ) 農道整備事業※ イ 森林基盤整備事業 (ア) 森林整備事業 (イ) 治山事業 ウ 水産基盤整備事業 (ア) 水産物供給基盤整備事業 (イ) 漁場保全の森づくり事業 (ウ) 漁港漁村環境整備事業 a 漁業集落環境整備事業 b 漁港環境整備事業 c 漁村再生交付金事業 エ 海岸保全施設整備事業 (ア) 海岸保全施設整備事業 a 海岸保全施設整備事業 b 津波・高潮危機管理対策事業 c 海岸環境整備事業 オ 盛土緊急対策事業 (ア) 盛土による災害防止のための調査事業 (イ) 盛土緊急対策事業	県、市町村、農林漁業団体	1 交付対象事業の実施要件は、農村振興局長等が別に定めるものとする。 2 効果促進事業については、整備計画ごとに、交付対象事業の全体事業費に占める当該事業の総事業費の割合が20/100を目途とする。 3 交付対象事業を実施しようとする計画主体は、農山漁村地域整備計画を策定し、農林水産大臣に提出するものとする。交付期間については、交付対象事業が実施される年度から数えておおむね3年から5年とする。 ※農道整備事業実施要綱（昭和52年4月16日付け構改D第239号）に基づき平成21年度以前に採択され着手しているものに限る。
	国 50%	② 効果促進事業 基幹事業と一体となってその効果を一層高めるもの		

◇ 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合
 () 内は土地改良区等が事業主体の場合 「」内は離島

基幹事業

事業名	事業主体	負担区分			事業内容等																													
		国	県	地元																														
農地整備事業	県営	経営体育成型	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	1 農業生産基盤整備事業 ① 農業用排水施設整備、② 農道整備、③ 客土、④ 暗渠排水、⑤ 区画整理の2つ以上実施するもの。ただし、④、⑤は単独施工可。 ①～⑤に掲げるものの受益面積の合計が概ね20ha以上であること。 2 次のいずれかを満たすことが確実と見込まれること。 ア 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が、次の通り増加することが確実と見込まれること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">採択時</th> <th style="width: 50%;">完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%未満</td> <td>・30%以上</td> </tr> <tr> <td>20%以上 50%未満</td> <td>・10%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>50%以上 55%未満</td> <td>・60%以上</td> </tr> <tr> <td>55%以上 90%未満</td> <td>・5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>90%以上 95%未満</td> <td>・95%以上</td> </tr> <tr> <td>95%以上</td> <td>・これら担い手への利用集積が図られること</td> </tr> </tbody> </table> イ 事業完了時において、事業の受益面積に占める担い手経営等農用地のうち、別に定める集積約化要件を満たす農用地面積の割合が、以下の通り増加することが確実と見込まれること。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">採択時</th> <th style="width: 50%;">完了時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>13%未満</td> <td>・20%以上</td> </tr> <tr> <td>13%以上 35%未満</td> <td>・7%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>35%以上 38.5%未満</td> <td>・42%以上</td> </tr> <tr> <td>38.5%以上 63%未満</td> <td>・3.5%ポイント以上の増</td> </tr> <tr> <td>63%以上 66.5%未満</td> <td>・66.5%以上</td> </tr> <tr> <td>66.5%以上</td> <td>・これら担い手への集約化が図られること</td> </tr> </tbody> </table> ウ 以下の要件をすべて満たすこと。 (ア) 事業完了時において、以下のいずれかを満たす農地所有適格法人等が育成されることが確実と見込まれること。	採択時	完了時	20%未満	・30%以上	20%以上 50%未満	・10%ポイント以上の増	50%以上 55%未満	・60%以上	55%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増	90%以上 95%未満	・95%以上	95%以上	・これら担い手への利用集積が図られること	採択時	完了時	13%未満	・20%以上	13%以上 35%未満	・7%ポイント以上の増	35%以上 38.5%未満	・42%以上	38.5%以上 63%未満	・3.5%ポイント以上の増	63%以上 66.5%未満	・66.5%以上	66.5%以上	・これら担い手への集約化が図られること
採択時	完了時																																	
20%未満	・30%以上																																	
20%以上 50%未満	・10%ポイント以上の増																																	
50%以上 55%未満	・60%以上																																	
55%以上 90%未満	・5%ポイント以上の増																																	
90%以上 95%未満	・95%以上																																	
95%以上	・これら担い手への利用集積が図られること																																	
採択時	完了時																																	
13%未満	・20%以上																																	
13%以上 35%未満	・7%ポイント以上の増																																	
35%以上 38.5%未満	・42%以上																																	
38.5%以上 63%未満	・3.5%ポイント以上の増																																	
63%以上 66.5%未満	・66.5%以上																																	
66.5%以上	・これら担い手への集約化が図られること																																	

農地整備事業	県営	経営体育成型	50 <55>	27.5 <27.5>	22.5 <17.5>	<p>①事業開始時に農地所有適格法人が設立されていない地区においては、事業完了時において、農地所有適格法人が設立されることが確実に見込まれること。</p> <p>②事業開始時に特定農業法人以外の農地所有適格法人が設立されている地区においては、事業完了時において、当該農地所有適格法人が特定農業法人となることが確実に見込まれるとともに、経営所得安定対策の加入者となることが確実に見込まれること。</p> <p>(イ) 事業完了時において、当該事業の受益面積に占める(ア)の要件を満たす農地所有適格法人等の経営等農用地面積の割合が、30%以上となることが確実に見込まれること。</p> <p>3 中心経営体農地集積促進事業を行うにあつては、促進計画に定める目標年度において当該事業の受益面積に占める中心経営体の経営等農用地の面積の割合が35%以上となること。</p>
	県営	通作条件整備	50	41.4 {40}	8.6 {10}	<p>基幹農道 ({}書きは広域農道の場合)</p> <p>1 受益面積50ha、振興山村・過疎30ha、車道幅員4m以上(振興山村にあつては3m以上)。</p> <p>2 総事業費1億円以上。</p> <p>3 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。</p>
			50	25	25	<p>一般農道</p> <p>1 受益面積50ha以上、振興山村・過疎は30ha、全幅員4.5m以上、(振興山村、過疎、急傾斜地帯は4m以上)。</p> <p>2 総事業費が5,000万円以上。</p> <p>樹園地等型においては、1の条件に適合し、かつ樹園地内の支線全幅員3m、耕作道全幅員2m以上、軌道等500m以上、中山間地域等の活性化のための農道整備で受益30ha、車道幅員4m以上、総事業費が5,000万円以上。</p>
	団体営	通作条件整備	50	—	50	<p>保全対策型</p> <p>既設の農道について、点検診断を行うとともに機能保全対策面からの更新整備等を行うものである。</p> <p>1 受益面積50ha以上。</p> <p>ただし、振興山村、過疎地域又は半島振興対策実施地域において行うものにあつては、受益面積の合計がおおむね30ha以上。</p> <p>2 総事業費3,000万円以上。</p> <p>ただし、点検診断については1、2の限りではない。</p>
	県営	農業基盤整備促進事業	50 <55>	未定	未定	<p>1 定率助成 (事業内容)</p> <p>(1) 農業用排水施設</p> <p>(2) 暗渠排水</p> <p>(3) 土層改良</p> <p>(4) 区画整理</p> <p>(5) 農作業道</p> <p>(6) 農用地の保全</p> <p>(7) 調査・調整</p> <p>(8) 指導</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 農業基盤整備計画を策定していること。</p> <p>2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。</p> <p>3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。</p>
	市町村 土地改良区 農業協同組合 その他の農業者等の組織する団体	農業基盤整備促進事業	50 <55>	14 <14>	36 <31>	<p>2 定額助成 (事業内容)</p> <p>(1) 田の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)</p> <p>(2) 田の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)</p> <p>(3) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴わないもの)</p> <p>(4) 畑の区画拡大 (水路の変更を伴うもの)</p> <p>(5) 暗渠排水</p> <p>(6) 湧水処理</p> <p>(7) 末端畑地かんがい施設</p> <p>(8) 客土(層厚10cm以上)</p> <p>(9) 除礫(深度30cm以上)</p> <p>※整備済み農地の高度利用を迅速・安価に図るための簡易な整備。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 農業基盤整備計画を策定していること。</p> <p>2 1地区当たりの事業費の合計が200万円以上となること。</p> <p>3 1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。</p>
実施計画策定事業	県営又は団体営		50	未定	未定	<p>1 農業用排水施設、農業用道路、区画整理、農用地の造成、客土、暗渠排水事業の整備対象となる地域において、実施計画事業を実施する。</p> <p>2 実施期間を1年以内とする。</p>

実施計画策定事業	県営又は団体営		50	未定	未定	<p>3 各種事業において、実施計画事業に要する経費を助成対象としている場合には、当該事業を除く。</p> <p>4 以下のいずれかに該当する土地改良事業ものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○土地改良法第15条第1項に基づく土地改良区の事業 ○土地改良法第85条第1項の規定に基づく都道府県営土地改良事業 ○土地改良法第95条第1項の規定に基づく農業協同組合等の土地改良事業 ○土地改良法第96条の2第1項の規定に基づく市町村の行う土地改良事業
水利施設等整備事業	県営	基幹水利施設整備型	50	25 ※29	25 ※21	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するもの(国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。)</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 受益面積がおおむね200ha以上、かつ、末端支配面積がおおむね100ha以上。</p> <p>2 畑地を受益地とする場合は受益面積がおおむね100ha以上、かつ、末端支配面積がおおむね20ha以上。</p>
		農業用水再編対策型	50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 受益面積がおおむね200ha以上、かつ、末端支配面積がおおむね5ha以上、管水路は末端支配面積の制限なし</p> <p>2 実施区域内に100ha以上の農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号の農用地区域が含まれること。</p> <p>3 次に定める要件のいずれかに該当すること。</p> <p>ア 次の算式により算出される再編水量が毎秒0.5m³以上であること。 再編水量=許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)-更新水利権水量</p> <p>イ 次の算式により算出される再編水量の比率が10%以上であること。 (許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)-更新水利権水量)÷許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。))×100</p> <p>4 農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。</p>
		地域用水機能増進型	50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正當に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に質することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に質するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 受益面積がおおむね200ha以上、かつ、末端支配面積がおおむね5ha以上。</p> <p>2 当該地区内の末端支配面積5ha以上の全ての農業用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用排水路の延長の割合が原則として10%以上であること。</p> <p>3 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5%以上であること。</p> <p>4 地域用水対策協議会を設置すること。</p>
		流域水質保全機能増進型	50	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、地域用水機能のうち特に水質浄化機能の維持増進に質する用排水設備を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に質するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 受益面積がおおむね200ha以上。</p> <p>2 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね100ha以上の施設(これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね5ha以上であるものを含む)に係るものであること。</p> <p>3 農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。</p> <p>4 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。</p> <p>5 流域水質保全機能増進型実施地区が、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域または引</p>

水利施設等整備事業	県営	流域水質保全機能増進型	50	未定	未定	<p>き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係るものであること。</p> <p>6 地域用水協議会を設置されていること。</p>
		排水対策特別型	50	25 ※29	25 ※21	<p>(事業内容)</p> <p>1 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水施設等の更新又は整備を実施するもの。</p> <p>2 1の事業と用水路等の更新又は整備及び客土事業・暗渠排水事業・区画整理事業であって、排水施設の整備と一体不可分な範囲で施工することを相当とするものを併せて一体的に実施するもの。</p> <p>受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、1又は2に該当する水田面積が、受益地内のおおむね50%以上であること。</p> <p>1 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分でないために湛水を来す水田。</p> <p>2 常時地下水位が高い水田。</p> <p>3 1、2の水田と一体的に整備することが必要な水田受益面積がおおむね20ha以上かつ、末端支配面積がおおむね5ha以上であること。</p>
		基幹水利施設保全型	50	25 ※29	25 ※21	<p>(事業内容)</p> <p>1 国営土地改良事業及び県営土地改良事業により造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定。</p> <p>2 国営造成施設及び県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施。</p> <p>3 用排水施設整備事業を実施するものであって、国営造成施設及び県営造成施設において発生した不測の事態に対する機能回復を行う緊急補修工事（現地仮復旧を含む）の実施。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 既存施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主目的としないものであること。</p> <p>2 機能保全計画策定の対象となる都道府県施設は、都道府県が作成する実施方針に位置づけられたものとする。</p> <p>3 対策工事の実施については、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されていること。</p> <p>4 対策工事の実施について、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合にあつては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案して定める基準」に該当するものとして、地域の農業用排水施設の体系において重要な機能を担う施設であつて、末端支配面積がおおむね100ha以上のもの（田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ha以上のもの）であること。</p> <p>5 県営造成施設について、緊急補修工事を実施するときは、実施方針により都道府県知事が選定した施設であること。</p> <p>【県内規】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1地区当たりの総事業費が5,000万円以上。
団体営	地域農業水利施設保全型	50 <55>	14 <14>	36 <31>	<p>(事業内容)</p> <p>1 団体営事業等で造成された農業用排水施設等に関する機能保全計画の策定。</p> <p>2 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施。</p> <p>3 団体営造成施設等において発生した不測の事態に対する緊急工事の実施。</p> <p>4 2に掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項についての調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>1 施設機能の向上を主な目的としないこと。</p> <p>2 事業の対象となる団体営造成施設等は、都道府県が作成する実施方針に位置付けられたものとする。ただし、基幹水利施設保全型の実施方針により県知事が選定した施設は本事業の対象外とする。</p> <p>3 機能保全計画策定事業を実施するときは、末端支配面積が100ha以上の施設であつて、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであること。</p> <p>4 対策工事を実施するときは、受益面積が100ha以上（機能保全計画策定事業を実施していない場合であつて、運用1別記様式第4号により機能保全計画を策定した場合には、10ha以上）であること。</p> <p>5 緊急工事を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定されるものであること。</p>	

総合農地防災事業 (国営附帯県営農地防災事業)	県営	大規模	55	35	10	受益面積 400ha以上(国営総合農地防災事業の受益区域内)					
		小規模	50	35	15	受益面積 20ha以上(国営総合農地防災事業の受益区域内)					
農業集落排水事業	県営又は団体営	2,3の事業主体については市町村に限る	50	—	50	<p>1 汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに附帯する施設(以下、「農業集落排水施設等」という。)の整備又は改築。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受益戸数は、おおむね20戸以上を原則とする。 ・汚水処理施設は、原則として処理対象人口おおむね1,000人程度に相当する規模以下を単位として計画し、施行するものとする。 ただし、流域下水道又は公共下水道に農業集落の汚水を排出しようとする場合においては、下水道として計画し、施行することを原則とする。 ・本事業により農業集落排水施設等の整備又は改築にあつては、コスト縮減や経営改善に資するPFI等の民間活用、公営企業会計の適用を検討するものとする。 ・改築の場合は、「最適整備構想」が策定されており、当該改築に要する費用の額が200万円以上であつて、かつ、次のいずれかの要件に該当する施設を対象とする。 <ul style="list-style-type: none"> ①維持管理が適切に行われているものであつて、原則として供用開始後7年以上経過していること。 ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準の強化その他の既存の農業集落排水施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められること。 <p>2 1の事業の施行に必要な調査及び計画の策定。</p> <p>3 農業集落排水施設等の劣化状況等を調べる機能診断調査及びその結果に基づき施設機能を保全するために必要な対策方法等を定めた構想計画(以下、「最適整備構想」という。)の策定。</p> <p>機能診断 一処理区当たり200万円上限</p> <p>最適整備構想 一構想当たり処理区数×100万円+20万円かつ800万円上限</p>					
			定額	—	—						
農村集落基盤再編・整備事業	集落基盤再編型	県営	生産基盤	50	未定	未定	<p>農村集落基盤再編・整備事業計画が作成されている区域であつて、農村集落基盤再編・整備事業計画に基づき実施する以下の事業。</p> <p>1 農業生産基盤整備 ほ場整備、農業用排水施設整備、農道整備、農用地開発、農用地の改良又は保全等。</p> <p>2 農村生活環境整備事業 農業集落道整備、営農飲雑用水施設整備、農業集落排水施設整備、用地整備、集落防災安全施設整備、生態系保全施設等整備、地域資源活用施設整備等。</p>				
			環境基盤								
			環境施設								
	団体営	生産基盤	50	10	40						
		環境基盤	50	5	45						
		環境施設	50	—	50						
中山間地域総合整備型	集落型事業	一般型事業	県営	生産基盤	55	30	15	<p>1 五法指定市町村及び指定棚田地域のうち次の要件をともに満たす複数の集落の範囲。</p> <p>①主傾斜が概ね1/100以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上。</p> <p>②林野率が50%以上。</p> <p>2 受益面積 県営60ha以上、団体営20ha以上。</p> <p>3 農業生産基盤整備、農村生活環境整備、保全管理等及び特認事業。</p> <p>4 ほ場整備負担率 県営32.5%(H14採択分まで)、団体営30%。</p> <p>5 農業生産基盤整備事業を実施する地域の主傾斜が概ね1/20以上の農用地の面積が当該地域の全農用地面積の50%以上かつ林野率が75%以上の場合は、受益面積は県営20ha以上、団体営10ha以上。</p>			
				環境基盤					55	30	15
				環境施設					55	—	45
		団体営	生産基盤	55	20	25					
			環境基盤	55	20	25					
			環境施設	55	—	45					
広域連携型	県営	55	未定	未定	<p>1 一般型と同じ。</p> <p>2 複数市町村で計画樹立。</p> <p>3 地方単独事業との連携必要。</p>						

農村集落基盤再編・整備事業	中山間地域総合整備型	生産基盤型	県営	55	30	15	1 一般型と同じ。 2 ほ場整備を含む農業生産基盤の受益面積が県営 20ha以上、団体営 10ha以上、但しほ場整備の受益面積が全体の半分以上で生産基盤だけを実施（ほ場整備のみでも可）。 3 ほ場整備県負担率は 32.5%（H14 採択分まで）、団体営 30%。
			団体営	55	20 (30)	25 (15)	
		生活環境型	県営又は団体営	55	未定	未定	1 一般型と同じ。 2 農村生活環境整備事業及び特認事業のうち 2 以上の事業を行うもの。 3 農業生産基盤の整備をおおむね完了している又は近い将来農業生産基盤の整備をおおむね完了することが見込まれている地域であって、かつ、農村生活環境等の整備が立ち遅れている地域であること。
	農地環境整備型	一般型	県営又は団体営	55	未定	未定	1 過疎、山振、半島、離島、特定農山村及び指定棚田地域の区域を有する市町村。 2 受益面積 10ha以上。 3 耕作放棄地が介在する地域 4 事業実施区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、概ね 7 割程度は確保できる見通しのあること。
		緊急耕作放棄地特別対策型	県営又は団体営	55	未定	未定	1 過疎、山振、半島、離島、特定農山村及び指定棚田地域の区域を有する市町村。 2 受益面積 10ha以上。 3 耕作放棄地が介在する地域。 4 事業実施区域の農地面積に対して、本事業の受益地となる生産区域の農地面積の割合が、概ね 5 割程度は確保できる見通しのあること。 5 事業実施区域に占める耕作放棄地及び別に定める基準を満たす耕作放棄地となるおそれがある農地の合計面積の割合が 6%以上であること。 6 事業実施区域は、耕作放棄地全体調査要領に基づく耕作放棄地解消計画が策定された地域であって、別に定める要件を満たす地域であること。
農道整備事業	県営						※農道整備事業実施要綱（昭和 52 年 4 月 16 日付け構改 D 第 239 号）に基づき平成 21 年度以前に採択され着手しているものに限る。 事業メニューは、農道整備事業並びにこれと併せ行う用地整備事業、駐車場整備事業、ライフライン収容施設整備事業及び生態系保全施設整備事業。
		広域営農団地農道整備事業	50	40	10	1 受益面積 1000ha、車道幅員 5.0m以上。 (過疎、振興山村、特定農山村、急傾斜地帯については受益面積 300ha、車道幅員 4.0m以上)。 2 総事業費が 20 億円以上。 3 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること ※平成 21 年度以前に採択され着手しているものに限る。	
		一般農道整備事業	50	25	25	受益面積 50ha以上(振興山村、過疎は 30ha)、全幅員 4.5m以上、総事業費が 5,000 万円以上(振興山村、過疎、急傾斜地帯は 4m以上)。 樹園地内の支線全幅員 3m、耕作道全幅員 2m以上、軌道等 500m以上。 自然的、経済的、社会的条件に恵まれず農業の生産条件が不利な地域等の農道整備受益 30ha、車道幅員 4m以上、総事業費が 5,000 万円以上。 ※平成 21 年度以前に採択され着手しているものに限る。	
		基幹農道整備事業	50	41.4	8.6	1 受益面積 50ha以上(振興山村、過疎は 30ha)、車道幅員 4m以上(振興山村、過疎にあつては 3m以上)。 2 総事業費 1 億円以上。 3 自動車交通量のうち、農業に係るものが過半を占めるものであること。 ※平成 21 年度以前に採択され着手しているものに限る。	
		農道保全対策事業	45	未定	未定	1 受益面積 50ha以上。 2 総事業費 3,000 万円以上。 3 農業農村整備事業等の農林水産省所管事業により農道として造成された路線又は地方単独事業であるふると農道緊急整備事業により造成された路線であること。 事業種別細目 点検診断事業 保全対策事業 緊急対策事業 ※平成 21 年度以前に採択され着手しているものに限る。	

海岸保全施設 整備事業	海岸 管理者	高潮対策	50 (55)	50 (未定)	— (未定)	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む）において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <p>(1) 高潮、津波、波浪による被害が発生する恐れの大なる海岸。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1km当たりの防護面積が5ha以上 又は ・防護人口が50人以上 <p>(2) 表アに規定する事業計画が策定されている地区。</p> <p>(3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島 5,000万円以上 ・その他 10,000万円以上 <p>表ア 事業計画</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td> 1 海岸保全施設整備 (1) 高潮対策 (2) 侵食対策 (3) 海岸耐震対策 2 津波・高潮危機管理対策 津波・高潮危機管理対策 3 海岸環境整備 海岸環境整備 </td> </tr> </table>	1 海岸保全施設整備 (1) 高潮対策 (2) 侵食対策 (3) 海岸耐震対策 2 津波・高潮危機管理対策 津波・高潮危機管理対策 3 海岸環境整備 海岸環境整備
		1 海岸保全施設整備 (1) 高潮対策 (2) 侵食対策 (3) 海岸耐震対策 2 津波・高潮危機管理対策 津波・高潮危機管理対策 3 海岸環境整備 海岸環境整備					
		侵食対策	50 (55)	未定 (未定)	未定 (未定)	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <p>(1) 侵食等の被害が発生する恐れの大なる海岸。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1km当たりの防護面積が5ha以上 又は ・防護人口が50人以上 <p>(2) 表アに規定する事業計画が策定されている。</p> <p>(3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島 5,000万円以上 ・その他 10,000万円以上 	
		海岸耐震対策	50 (55)	未定 (未定)	未定 (未定)	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすもの。</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する海岸で、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。</p> <p>① 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸。</p> <p>② 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又はその他の大規模地震が想定される地域において、甚大な浸水被害のおそれがあり、緊急的な対策を要する海岸。</p> <p>(2) 事業実施箇所が高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>(3) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸ごとに、事業実施内容を記載した表アに規定する事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>(4) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が行うもの 5,000万円以上 ・市町村が行うもの 2,500万円以上 <p>※表アについては、高潮対策を参照</p>	
津波高潮危機 管理対策	50	未定	未定	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすもの。ただし、(7)に規定するソフト対策のうち津波防災地域づくりに関する法律等に基づく区域指定に資する調査に当たってはこの限りでない。</p> <p>(1) 以下のいずれかに該当する海岸であること。</p> <p>① 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震による津波災害が甚大であり、緊急的な対策を要する地域に存する海岸。</p> <p>② 朔望平均満潮位以下の防護区域を有し、高潮災害が甚大であり、緊急的な対策を要する海岸。</p> <p>(2) 地域の防災計画等に基づき、一連の防護区域を有する海岸毎に、整備目標を達成するために行う事業実施内容を記載した表アに規定する事業計画が策定されている地区であること。</p> <p>(3) 事業計画に従って実施される事業であること。</p>			

海岸保全施設整備事業	海岸管理者	津波高潮危機管理対策	50	未定	未定	<p>(4) 一連の防護区域を有する海岸毎に、事業着手から5年以内に整備目標の達成が見込まれること。</p> <p>(5) 堤防、護岸等海岸保全施設の破堤防止については、以下のいずれかに該当する施設を対象とするものに限ること。</p> <p>①当該対策により、施設の耐震化に資するもの。</p> <p>②津波又は高潮の波力に耐えられない程度に、損傷が著しいもの。</p> <p>③避難経路に近接し、避難対策上支障をきたす恐れが強いもの。</p> <p>(6) 事業実施箇所が高潮浸水想定区域又は津波災害警戒区域に指定されていること。</p> <p>(7) 本事業に要する事業費に関して、ソフト対策に要する経費は、海岸管理者毎に表アに規定する事業計画の総事業費のおおむね2割を上限として、その内数として計上することができるものとする。</p> <p>(8) 本事業における情報基盤の整備については、浸水想定区域の周知、防災訓練等被害を軽減するための対策を講じている地域を対象とすること。</p> <p>(9) 海岸管理者毎に表アに規定する事業計画の総事業費。</p> <p>・都道府県が行うもの 5,000万円以上</p> <p>・市町村が行うもの 2,500万円以上</p> <p>※表アについては、高潮対策を参照</p>
	海岸環境整備	県営	1/3	1/2	1/6	<p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域並びに同条第2項に規定する海岸保全施設に係る海岸保全区域において実施する次に掲げる要件に該当する事業であって、農林水産大臣が別に定めるところにより交付する交付金をその経費の一部に充てて市町村が行うもの。</p> <p>(1) 海岸保全区域のうち、周辺に公営の公園、海水浴場、ヨットハーバー、海洋・水産センター等の施設のある地域又はそれらの施設等が計画されている地域において、より海浜利用が増進される機能を発揮するために行う堤防、突堤、護岸、離岸堤、砂浜、植栽、飛砂防止施設、安全情報伝達施設、照明（安全確保上必要最小限のものに限る）、進入路（必要最小限の管理用駐車スペース含む）、通路（水叩兼用）、緩衝帯としての緑地・広場、その他所期の目的を達成するため必要最小限の施設の新設若しくは改良を行う事業。</p> <p>・総事業費が10,000万円以上</p> <p>(2) 広域的な一連の海岸において、海岸利用を活性化し、海岸の観光資源としての魅力を向上させるなど、地域の特色を活かした自主的・戦略的取組を推進するため、多様なニーズを踏まえた海岸利用活性化計画※の策定及び(1)で定めた施設等の新設又は改良を行う事業。</p> <p>・総事業費が10,000万円以上</p> <p>※地方公共団体は、多様な関係者と協働して、広域的な一連の海岸における海岸利用活性化計画を策定するものとする。</p> <p>計画の内容は次のとおり。</p> <p>① 対象とする海岸の概要</p> <p>② 海岸利用の活性化に関する基本方針</p> <p>③ 施設等配置に関する計画</p> <p>④ 施設等の維持管理に関する計画</p> <p>⑤ その他</p> <p>(3) 侵食傾向が著しいため、海岸保全施設の設置だけでは、前浜の回復若しくは環境維持が困難である海岸又は海浜特性からみて海岸保全施設の設置に環境上の制約がある海岸において、緊急に養浜を実施しなければならない海岸。</p> <p>・総事業費が10,000万円以上</p> <p>(4) 自然環境との調和・個性ある地域づくりに資する海岸において行う次の事業。</p> <p>・総事業費が10,000万円以上。</p> <p>①国指定文化財等の史跡・景勝岩及び交流促進施設の防護を図るため、海岸保全施設の新設又は改良を行う海岸であること。</p> <p>②国立公園内等の利用・景観への配慮又は貴重種等特有の環境に依存した固有の生物の生息・生育環境の保全・再生を図るため既存海岸保全施設の改良を行う海岸であること。</p> <p>(5) 海水浴等海岸の利用度が高く、既に海岸保全施設が整備されている海岸において行う次の事業。</p> <p>・総事業費が1,000万円以上。</p> <p>①階段工及びこれと一体として整備する水叩兼用の通路又は植栽の事業で、かつ、短年度施行をもって事業効果を発揮しうるもの。</p> <p>②海岸利用者の安全性の確保を図るための安全情報伝達施設を整備するもの。</p> <p>(6) ヘドロ等の除去等の事業(農地保全に係る海岸の区域に限る。)</p> <p>①汚染の著しい海域において行うヘドロ等の除去。</p> <p>・総事業費が10,000万円以上。</p> <p>②海岸保全区域内において行う放置座礁船の処理。</p> <p>・総事業費が5,000万円以上</p> <p>③ヘドロ等の除去とは、ヘドロ・汚染物質等の浚渫をいし、放置座礁船の処理とは、放置座礁船及びそれに付随して一体的に実施するものをいう。</p> <p>④ヘドロ等の除去については、海岸環境の保全、公衆の海岸の適正な</p>
		市町村	1/3	未定	未定	

海岸保全施設整備事業	海岸環境整備	市町村	1/3	未定	未定	<p>利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合に実施が必要なものを交付金の対象とする。</p> <p>⑤放置座礁船の処理については、海岸保全区域において実施するものであり、海岸保全施設の機能の確保、海岸環境の保全と公衆の海岸の適正な利用に著しい影響のある、あるいは影響を与えるおそれのある場合、船の所有者等に代わってやむを得ず実施するものを交付金の対象とする。</p>
盛土緊急対策事業	盛土による災害防止のための調査事業	県又は市町村	1/3※	未定	未定	<p>(事業内容) 盛土等に伴うがけ崩れ又は土砂の流出のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握に関する調査。</p> <p>(事業の実施要件) 盛土等に伴う災害の発生のおそれがある区域の把握及び既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を行うものであって、関係機関及び関係部局間において十分調整が図られているもの。</p> <p>※ただし、既存の危険な盛土の把握のために必要な調査を令和6年度までに開始した地方公共団体であって、調査内容及び調査期間が明示された調査計画を作成した地方公共団体については、令和10年度までに限り、1/2</p>
	安全性把握調査	県又は市町村	1/2	未定	未定	<p>(事業内容) 下記ア若しくはイの盛土についての安全性把握に関する調査若しくは監視又は危険切迫の場合における安全を確保するための暫定的な応急対策工事を行うもの。</p> <p>ア「盛土による災害防止のための総点検について（依頼）（令和3年8月11日付け3農振第1295号・3林整治第722号・国総公第80号・国都安第29号国都計68号・国水砂第167号・環自国発第2108112号・環循規発第2108113号農林水産省農村振興局長・林野庁長官・国土交通省総合政策局長・国土交通省都市局長・国土交通省水管理・国土保全局長・環境省自然環境局長・環境省環境再生・資源循環局長通知）」に基づき実施した点検（以下「総点検」という。）により確認された危険が想定される盛土。</p> <p>イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土。</p> <p>(事業の実施要件) 上記アの盛土にあつては、総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているもの。 上記イの盛土にあつては、次のいずれかの要件に該当するもの。 ① 応急対策工事又は対策工事等のために安全性を把握する必要があるもの。 ② 勧告、命令等の行政指導が行われているもの。 (行為者等が確知できない場合を除く。)</p> <p>(実施期間) 上記イの盛土にあつては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから3年以内実施するものに限る。</p>
	盛土撤去事業	県又は市町村	1/2	未定	未定	<p>(事業内容) 下記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、土砂の撤去を行うもの。 ア 総点検により確認された危険が想定される盛土。 イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土。</p> <p>(事業の実施要件) 上記アの盛土にあつては、総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているもの。 上記イの盛土にあつては、次のいずれかの要件に該当するもの。 ① 行政代執行による対策工事等を要するなど、緊急性の高いものであること。 ② 行為者等に対して求償を行うものであること。 (行為者等が確知できない場合を除く。)</p> <p>(実施期間) 上記アの盛土にあつては、令和7年度までに対策工事に着手するものに限る。 上記イの盛土にあつては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから4年以内に着手するものに限る。</p>

盛土緊急対策事業	盛土崩落対策事業	県又は市町村	1/2	未定	未定	<p>(事業内容)</p> <p>下記ア若しくはイの盛土又は安全性把握調査により危険と認められた盛土について、対策の緊急性を踏まえて、崩落の防止を行うものとする（盛土撤去事業を除く。）</p> <p>ア 総点検により確認された危険が想定される盛土。</p> <p>イ 総点検後に新たに被害を及ぼすおそれがあると把握された盛土。</p> <p>(事業の実施要件)</p> <p>上記アの盛土にあつては、総点検により報告されている盛土一覧表に記載されているもの。</p> <p>上記イの盛土にあつては、次のいずれかの要件に該当するもの。</p> <p>①行政代執行による対策工事等を要するなど、緊急性の高いものであること。</p> <p>②行為者等に対して求償を行うものであること。（行為者等が確知できない場合を除く。）</p> <p>(実施期間)</p> <p>上記アの盛土にあつては、令和7年度までに対策工事に着手するものに限る。</p> <p>上記イの盛土にあつては、人家等に被害を及ぼすおそれのある盛土として把握してから4年以内に着手するものに限る。</p>
地域用水環境整備事業	地域用水等事業 (1)親水・景観保全施設整備 (2)生態系保全施設整備 (3)地域防災施設整備 (4)渇水対策施設整備 (5)利用保全整備 (6)地域用水機能増進施設整備 (7)小水力発電整備	県営又は団体営	50	未定	未定	<p>1 事業計画区域及びその周辺地域の自然的、社会的、歴史的諸条件やこれら地域に係る他の地域計画等から、事業を実施することが適当と認められること。</p> <p>2 施設の適正な維持管理が行われると認められること。</p> <p>3 総事業費が5,000万円以上。</p> <p>4 地域用水機能増進施設の整備を行う場合にあつては、地域用水機能増進基本計画が策定されていること。</p> <p>小水力発電施設整備については、次に定める要件を満たす農業水利施設を活用した小水力発電のための施設整備であること。</p> <p>1 土地改良施設等の維持管理費の節減が見込まれるものとして、以下に該当すること。</p> <p>次に掲げる施設を対象に電力を供給する小水力発電施設であること。</p> <p>①土地改良区施設等であつて土地改良区等が管理する施設（事業主体が土地改良区である場合は当該土地改良区が管理する施設に限る。）</p> <p>②農業農村振興に資する公的施設（事業主体が都道府県及び市町村の場合に限る。）</p> <p>2 施設の適正な維持管理が行われると認められること。</p> <p>3 整備する施設の費用が以下を満足すること。</p> <p>$\frac{[\text{建設費} \times \text{発電事業者費用負担率}]}{\text{年間売電収入} - \text{年間維持管理費}} \leq \text{総合耐用年数} \times 1/2$</p>

1 1 その他交付金

〈 内は五法等指定地域及び棚田地域振興法第7条第1項に基づき指定された指定棚田地域の場合

事業内容及び目的		交付率等	メニュー	事業主体	採 択 要 件
多面的機能支払交付金	地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動及び地域資源の適切な保全管理のための推進活動(農地維持活動)	国 50% 県 25% 市町村 25%	農地維持支払交付金	対象組織 (広域活動組織又は活動組織)	1 対象組織は、市町村より事業計画の認定を受けること。 2 交付金の対象となる農用地は、事業計画の認定区域内の農振農用地又は多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、知事が県要綱基本方針において定める農用地であること。
	地域資源の質的向上を図る共同活動(資源向上活動)	国 50% 県 25% 市町村 25%	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動を除く)	対象組織 (広域活動組織、活動組織又は特定事業実施者)	1 農地維持支払交付金の交付の有無に関わらず、対象組織として農地維持活動を実施すること。 2 対象組織の構成員として、農業者以外の地域住民や団体が参画すること。 3 対象組織は、市町村より事業計画の認定を受けること。 4 交付金の対象となる農用地は、事業計画の認定区域内の農振農用地又は多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、知事が県要綱基本方針において定める農用地であること。
	農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修・更新等活動	国 50% 県 25% 市町村 25%	資源向上支払交付金 (施設の長寿命化のための活動)	対象組織 (広域活動組織又は活動組織)	1 農地維持支払交付金の交付の有無に関わらず、対象組織として農地維持活動を実施すること。 2 対象組織は、市町村より事業計画の認定を受けること。 3 交付金の対象となる農用地は、事業計画の認定区域内の農振農用地又は多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、知事が県要綱基本方針において定める農用地であること。
	田んぼダムの取組を行う流域治水プロジェクトの流域内の農業用排水施設の補修・更新等活動	国 50% 県 25% 市町村 25%	防災・減災地域共同活動支払交付金	対象組織 (広域活動組織又は活動組織)	1 対象組織は、市町村より事業計画の認定を受けること。 2 交付金の対象となる農用地は、事業計画の認定区域内の農振農用地又は多面的機能の発揮の観点から対象農用地とすることが特に必要な農用地として、知事が県要綱基本方針において定める農用地であること。
農山漁村振興交付金 抜粋	地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業	定額、1/2、七法指定地域等 5.5/10、4.5/10、4/10 又は 1/3	(1)生産基盤及び施設の整備(法第5条第2項第2号イ) 基盤整備、生産機械施設、処理加工・集出荷貯蔵施設、新規就業者等技術習得管理施設 (2)生活環境施設の整備(法第5条第2項第2号ロ) 簡易給排水施設等、農山漁村定住促進施設 (3)地域間交流拠点施設の整備(法第5条第2項第2号ハ) 地域資源活用総合交流促進施設、農林漁業・農山漁村体験施設、自然環境等活用交流学習施設 (4)その他省令で定める事業(法第5条第2項第2号ホ) 地域資源活用起業支援施設、地域資源循環活用施	都道府県市町村、都道府県若しくは市町村からその経費の一部に対して補助を受けて交付対象事業を実施する農林漁業団体等(都道府県、市町村、地方公共団体等が出資する法人、農業協同組合、農林漁業・農山漁村体験施設、自然環境等活用交流学習施設)	1 事業実施主体は「農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)」に基づく活性化計画を作成していること。 2 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第5条第2項第1号の活性化計画の区域における定住等の促進に資するため、基幹産業である農林漁業の振興を図ることが必要であり、かつ、その振興に寄与すると認められること。 また、以下のいずれかに該当する施設等であること。 (1) 農林漁業体験等により、児童を農山漁村へ受入れるために必要な施設等であること。 (2) 農林水産物の高付加価値化や生産者の販売力強化等に必要施設等であること。 (3) 農山漁村に定住する契機となるために必要な施設等であること。 (4) 地域の食と農の魅力を活かした体験等の受入体制構築に必要な施設等であること。 (5) 障がい者などの就農支援に必要な施設等であること。 (6) 振興山村の地域資源を活用した商品開発等の付加価値向上、域内消費、販売促進等の取組に必要な施設等であること。 (7) 農山漁村における雇用の増大を図るために必要な施設等であること。 (8) 指定棚田地域の振興に必要な施設等であること。

農山漁村振興交付金	地域資源活用価値創出対策のうち地域資源活用価値創出整備事業	定住促進・交流対策型	定額、1/2、七法指定地域等5.5/10、4.5/10、4/10又は1/3	設、地域住民活動支援促進施設、農地等補完完全整備、景観・生態系保全整備、指定棚田地域保全整備	
			一体となって実施する(1)～(4)までの事業の交付率と同率ただし、農山漁村活性化施設整備附帯事業については、1/2	(5)(1)～(4)までの事業と一体となって実施する事業事務(法第5条第2項第3号)創意工夫発揮事業、農山漁村活性化施設整備附帯事業	活性化計画の区域における定住等及び農山漁村と都市との地域間交流を促進するため、(1)から(4)までの事業と一体となって、その効果を増大させるため実施する必要があると認められること。
[抜粋]	最適土地利用総合対策のうち最適土地利用総合事業	最適土地利用推進事業	定額((1)～(4):上限1,000万円、(5):5,000～10,000円/10a、(6):250万円)	(1)土地利用構想の概定 (2)実証事業 (3)土地利用構想の実現に必要な調査・計画に関する取組 (4)省力化機械の導入 (5)粗放的利用体制整備 (6)農用地保全等推進員の措置	市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構、地域運営組織、地域協議会又は農地中間管理機構
		最適土地利用整備事業	5.5/10(各年度の上限2,000万円)	(1)粗放的利用のための条件整備 ア 放牧に関する整備 (ア)電牧器整備 (イ)電気牧柵 (ウ)給水施設整備 (エ)繫留施設整備 (オ)簡易家畜舎整備 (カ)家畜衛生設備 イ 蜜源・緑肥・省力・景観作物の作付け等に関する整備 (ア)刈払・伐根 (イ)集積・運搬 (ウ)除礫 (エ)耕起・整地 (オ)土壌改良 (2)農用地保全のための基盤整備 ア 農業用排水施設 イ 農道 ウ 暗渠排水 エ 客土 オ 区画整理 カ 安全施設 キ 農地等保全 (法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等)	交付要件は、次に掲げる要件を満たすこと。 (1)最適土地利用推進活動を通じて、最適土地利用計画を策定すること。 (2)賃借権・使用貸借権の設定・移転、所有権の移転又は農作業受委託によって、本事業で整備した農地において5年間以上耕作又は粗放的利用することが確実であること。ただし、水稲を除く。 (3)粗放的利用について、次に掲げる中から1つ以上の取組を行うこととし、検証に関する記録を整理保存、提出すること。 ア 放牧 イ 蜜源作物の作付け ウ 緑肥作物の作付け エ 省力作物の作付け オ 景観作物の作付け カ 緩衝帯整備 キ ビオトープ ク 計画的な植林 (4)最適土地利用推進事業の(6)を実施する場合には、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画を策定していること又は策定することが確実であること。 (5)営農を続けて守るべき農地の整備については、農業経営基盤強化促進法に基づく地域計画の策定又は策定の見込みがあること。

<p>農業生産基盤情報通信環境整備事業</p> <p>抜粋</p>	<p>最適土地利用整備事業</p>	<p>5.5/10 (各年度の上限 2,000万円)</p>	<p>(3) 農用地保全のための農業環境整備 ア トイレ イ 農機具収納施設 ウ 農業用ハウス</p>	
	<p>情報通信環境整備対策</p>	<p>施設整備事業</p> <p>交付対象事業費の1/2 七法指定地域等 5.5/10</p>	<p>(1) 農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装に必要な光ファイバ、無線基地局等の情報通信施設や、それらを活用して地域活性化に有効利用するための附帯設備の整備</p>	<p>1 事業実施計画を策定していること。 2 1に加え、以下の条件を満たすこと。 (1) 交付対象事業1地区当たりの事業費の合計が200万円以上であること。 (2) 農業用排水施設の管理のための情報通信施設整備にあつては、(1)に加え、管理対象となる農業用排水施設の受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上（七法指定地域等は、5ヘクタール以上）であること。 (3) スマート農業のための情報通信施設整備にあつては、(1)に加え、交付対象事業1地区当たりの受益者数が、農業者2者以上であること。 (4) RTK-GNSS基準局の整備にあつては、利用可能な近傍の公設RTK-GNSS基準局との離隔が原則半径10km以上であること。 3 メニュー欄の(1)ア、イのいずれかについて、必ず実施すること。</p> <p>都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、土地改良区、土地改良区連合、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会</p> <p>ア 無線通信用施設及び設備(無線基地局) イ 伝送用専用線(光ファイバ) ウ ア及びイの設置、運用に必要な施設及び設備 エ ア及びイを活用して農業農村インフラの監視、制御を行うための設備 オ ア及びイを活用して地域活性化やスマート農業に有効利用するための設備 カ RTK-GNSS基準局及びRTK-GNSS基準局を利用してスマート農業を行うための設備 キ アからカまでの設置に要する経費 ク アからカまでの施設及び設備を運用運用するために必要となるソフトウェア(ライセンス含む)</p>
	<p>計画策定支援事業(一般型)</p>	<p>定額</p>	<p>(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入、規格選定等に関する技術的検討。 (2) (1)の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査(調査に必要な機器の設置を含む。) (3) 専門家の派遣、ワークショップ。 (4) 整備計画の策定。</p>	<p>1 事業実施計画を策定していること。 2 メニュー欄の(4)について、必ず実施すること。</p> <p>都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会</p>
<p>計画策定支援事業(先進的 情報通信環境整備型)</p>	<p>定額</p>	<p>(1) 事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入、規格選定等に関する技術的検討。 (2) (1)の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査(調査に必要な機器の設置を含む。) (3) 専門家の派遣、ワークショップ。 (4) 整備計画の策定。 (5) 衛星通信等の先進的技術を用いた情報通信施設の適応可能性の検討(検討に必要な機器の設置を含む。)</p>	<p>1 事業実施計画を策定していること。 2 メニュー欄の(5)について、必ず実施すること。</p> <p>都道府県、市町村、地方公共団体の一部事務組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、土地改良区、土地改良区連合、地方公共団体等が出資する法人又は地域協議会</p>	

<p>農業生産基盤情報通信環境整備事業</p> <p>抜粋</p>	<p>情報通信環境整備対策</p>	<p>計画策定支援事業（土地運営基盤強化型）</p>	<p>定額</p>	<p>（1）事業実施区域における情報通信技術の利用ニーズ、地形条件、既存の情報通信施設とその利用可能範囲等の諸条件の調査及び調査結果を基にした情報通信施設の導入、規格選定等に関する技術的検討。</p> <p>（2）（1）の技術的検討に当たって必要とされる無線通信の伝送距離の確認及び運用に関する試行調査（調査に必要な機器の設置を含む。）。</p> <p>（3）専門家の派遣、ワークショップ。</p> <p>（4）整備計画の策定。</p> <p>（5）事業実施主体が農業農村インフラの管理の省力化・高度化やスマート農業の実装を図るために整備する情報通信施設の土地改良区組合員以外の利用者との調整等運用手法の検討。</p> <p>（6）情報通信分野の知見に長けた人物を育成するための研修の実施。</p>	<p>1 事業実施計画を策定していること。</p> <p>2 メニュー欄の(5)について、必ず実施すること。</p> <p>土地改良区、土地改良区連合、土地改良事業団体連合会</p>
<p>強い農業・担い手づくり総合支援交付金</p>	<p>産地競争力の強化産地基幹施設等支援タイプ</p>	<p>国 1/2 以内 事業実施主体 1/2 以上</p>	<p>1 耕種作物小規模土地基盤整備</p> <p>(1) 圃場整備 (2) 圃場改良 (3) 暗きょ施工 (4) 土壌土層改良</p> <p>2 飼料作物作付及び家畜放牧等条件整備</p> <p>(1) 飼料作物作付条件整備 (2) 放牧利用条件整備 (3) 水田飼料作物作付条件整備</p>	<p>市町村、農業協同組合、土地改良区等</p>	<p>以下の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 受益面積は、原則 1 ha 以上 5 ha 未満であること。</p> <p>2 受益戸数は、受益農業従事者の常時従事者（原則年間 150 日以上）が 5 名以上であること。</p> <p>3 総事業費が 5 千万円以上であれば、費用対効果分析を行うこと。</p> <p>4 強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成 31 年 4 月 1 日付け 30 生産第 2218 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 に定める成果目標の基準を満たしていること。</p>

農山漁村振興交付金の七法指定地域等の、法については下記のとおり。

- (1) 山村振興法
- (2) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法
- (3) 離島振興法
- (4) 半島振興法
- (5) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
- (6) 豪雪地帯対策特別措置法
- (7) 旧急傾斜地帯農業振興臨時措置法
- (8) 棚田地域振興法

県単独事業
1.2 県単土地改良事業

事業名	事業主体	負担区分			採択基準	
		国	県	地元		
県単土地改良事業 (水と土農村環境整備事業を除く)	かんがい排水事業	団体営	—	30以内	70以上	受益面積2ha以上、末端支配面積30a以上で末端2戸まで(補助率:機械揚水機工事にあっては40%、特別事業地区にあっては50%)。
	ほ場整備	団体営	—	30以内	70以上	受益面積の1団地が2ha以上。(補助率:市町村以外の実施する特別地区にあっては50%以内)
	土づくり対策	団体営	—	30以内	70以上	受益面積の1団地が2ha以上。 1 農用地について行う土壌改良、土層改良及び深耕。 2 1の事業と併せ行う暗渠排水、客土。 なお、2は、ほ場整備実施地区を対象とする(補助率:市町村以外の実施する特別地区にあっては50%以内)。
	農道整備	団体営	—	35以内	65以上	農道の新設又は改良に関する事業であって次に掲げるもののいずれかの1つに該当するもの。 1 受益面積の1団地が2ha以上であり、かつその農道の延長が80m以上であって、その全幅が2.5m以上。 2 農道橋の架け替えにあって、その架け替えられた農道橋の構造が永久的であり、かつ、その全幅が2.5m以上。 3 索道の新設又は改良であって、受益面積の1団地が2ha以上であり、かつ索道の総延長が80m以上。(急傾斜地帯において行うものにあつては45%以内)。
	農道舗装	団体営	—	35以内	65以上	受益面積の一団地が2ha以上で、その延長が80m以上、その舗装幅員が1.5m以上であり、かつ表層の厚さが3cm以上。
	畑地かんがい	団体営	—	30以内	70以上	受益面積の1団地が2ha以上(補助率:市町村以外の実施する特別地区にあっては50%以内)。
	維持補修事業	団体営	—	30以内 田んぼダム支援 65以内	70以上 —	1 受益面積2ha以上。 2 補助事業等で造成した土地改良施設について緊急に必要な補強・補修工事又は維持工事。 3 流域治水対策(田んぼダム)を推進するために必要な既存土地改良施設の維持補修工事等及びその支援に要する経費。この田んぼダム支援事業については、特定都市河川指定及び指定見込みの河川流域内であり、市町村が事業費のうち35%を負担すること。
	干害応急対策事業	団体営	—	60以内	40以上	1 干害応急対策事業の採択期間については別途定める。 2 水田、畑に係るものにあつては、連続干天日数(日雨量が5mm以下の日は干天日数とみなす)が20日(果樹の場合は25日)以上又は30日間の総雨量が100mm(果樹園の場合は60mm)以下である地域。 3 水路、井戸の掘削、動力線の架設、送水管、揚水機場の設置及びその他用水確保のための工事(今後の干害に備えて引き続き使用できるものに限る)、揚水機(揚水機専用動力機を含む)及び付属部品の購入(今後の干害に備えて引き続き管理する目的を持って行ったものに限る)及び賃借。
	災害防止対策緊急事業	団体営	—	50以内	50以上	1 農業用施設災害等、国の補助事業の査定対象外であること。 2 被災後の緊急的な措置として実施するもの、または、人家や公共施設に被害を及ぼす恐れがあるものを対象とし、二次災害の防止に資すること。 3 申請者は市町村。
	野菜増産基盤整備モデル事業	団体営	—	50以内	50以上	1 ほ場整備済みの農地であること、かつ受益者は2戸以上。 2 農地の排水改良。(暗渠排水・額縁明渠排水等)
水位低下に対する農業用水緊急対策事業	団体営	—	50以内	50以上	1 受益面積100ha以上。 2 異常な取水位の低下により用水供給が困難となっている地域。 3 取水位の低下が農業者の責によらないこと。 4 河川管理者との協議が整っていること。	

県単土地改良事業 (水と土農村環境整備事業)	とくしま発小水力発電モデル事業	団体営	—	50以内	50以上	1 土地改良施設に電力を必要とする施設が存在すること。 2 導入可能性調査により適地と判定された箇所とする。 3 施設の設計、整備、試験に関し、県内の大学、高専と連携すること。 4 現地試験中の維持管理が適切にできるものとする。
	農業用ため池等しゅんせつ事業	団体営	—	50以内	50以上	1 対象となる農業用ため池は、防災重点農業用ため池であること。 2 対象となる農業用排水路は、受益面積の1団地がおおむね2ha以上であること。 3 管理者が市町村または土地改良区であること。 4 事業主体が市町村または土地改良区であること。 5 市町村が事業費のうち50%を負担すること。
	農業用施設自然エネルギー活用促進事業	団体営	—	50以内	50以上	1 電力供給対象施設は、土地改良施設等であって、市町村又は土地改良区が管理する施設であること。 2 蓄電池の整備は、発電施設整備と一体的に行うこと。 3 停電時の自立運転機能を有すること。 4 固定価格買取制度(FIT)による売電を主たる目的としないこと。
	田んぼダム導入支援事業	団体営	—	定額	—	1 田んぼダムの導入に向け、排水口の設置、畦畔の築立費用等について補助する。 2 事業費200万円未満であること
	県単土地改良事業に規定する事業の種類(維持補修事業及び災害防止対策緊急事業を除く。)	市町村				県単土地改良事業に規定する各土地改良事業に準じる。 (平成20年度以降に要した事業費に限る)

左記に規定する土地改良事業(維持補修事業及び災害対策緊急事業を除く。)に要する経費にそれぞれ、県単土地改良事業の県の補助率欄に規定する率を乗じて得た額から、徳島県市町村振興資金貸付金貸付要綱第5条の規定により切り捨てられた額を減じた額を市町村が借入した徳島県市町村振興資金貸付金(環境保全施設整備資金の無利子貸付部分に限る。)の償還に要する経費。